

第15回岩手県政府調達苦情検討委員会

日時 平成26年3月18日(火)午後1時30分から

場所 岩手県公会堂 一階 11号室

次 第

1 開 会

2 会計管理者挨拶

3 委員紹介

4 議 事

委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

5 報告事項

報告第1号 平成26年度及び平成27年度に特例政令が適用される予定価格の額について

報告第2号 平成25年度の特定期調達契約状況について

報告第3号 平成26年度の特定期調達計画について

報告第4号 他県における政府調達に係る苦情申立ての状況について

報告第5号 政府調達協定改正議定書の状況について

6 その他

7 閉 会

第 15 回岩手県政府調達苦情検討委員会名簿

1. 委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 名	備考
おおわく まさ や 大和久 政 也	弁護士	
しょうじ とも え 東海林 智 恵	弁護士	
た むら けん いち 田 村 賢 一	公認会計士	
なか の さとる 中 野 智	一般財団法人岩手経済研究所 地域経済調査部長	
みや もと ともみ 宮 本 ともみ	岩手大学人文社会科学部教授	

2. 事務局

氏 名	職 名	備考
くま がい とし み 熊 谷 俊 巳	会計管理者兼出納局長	
お ぼら ひろし 小 原 博	出納局指導審査課長	

○ 総務省告示第十一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十六年一月二十四日

総務大臣 新藤 義孝

区分	額
物品等の調達契約	二千七百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	二十億二千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	二億円
特定役務のうち右記以外の調達契約	二千七百万円

○ 「政府調達に関する協定」の対象となる契約の適用基準額の推移

(単位：円)

区分	期 間	H18. 4. 1～ H20. 3. 31	H20. 4. 1～ H22. 3. 31	H22. 4. 1～ H24. 3. 31	H24. 4. 1～ H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H28. 3. 31
物品等の調達契約		3千2百万	3千5百万	3千万	2千5百万	2千7百万
特定役務のうち建設工事の調達契約		24億1千万	26億3千万	23億	19億4千万	20億2千万
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリングサービスその他の技術的サービスの調達契約		2億4千万	2億6千万	2億3千万	1億9千万	2億
特定役務のうち上記以外の調達契約		3千2百万	3千5百万	3千万	2千5百万	2千7百万

報告第2号
平成25年度の特定調達契約状況について

(平成26年2月末現在)

【上段：件数(件)/下段：金額(円)】

1 総括表

区分	調達種別				総計
	1 物品等	2 建設工事	3 建築等	4 その他	
部局等名					
01秘書広報室				2	2
02総務部	2			76,282,998	76,282,998
03政策地域部	230,475,000			139,650,000	370,125,000
04環境生活部				47,754,000	47,754,000
05保健福祉部	1			56	56
06商工労働観光部	50,491,350			48,148,093,730	48,148,093,730
07農林水産部	1	5		45,307,500	95,798,850
08果土整備部	395,850,000	6,044,531,330			6,440,381,330
09復興局		50,093,976,720		464,100,000	50,558,076,720
10出納局	8				8
11教育委員会	248,416,117				248,416,117
12医療局	156,240,000	923,328,000		66,108,000	1,145,676,000
13企業局	91,956,784			7	11
14広域振興局	25			1,028,934,018	1,120,890,802
15警察本部	787,299,397				787,299,397
16その他	81,530,359			226,095,661	307,626,020
総計	44	17		77	138
	2,042,259,007	57,061,836,050		50,242,325,907	109,346,420,964

※ 単価契約による調達分(61件)は、予定数量を参考に、単価を乗じ括弧書きの金額を集計していること。
 ※ 落札決定の告示がなされていない調達分(33件、取消し含む)は、金額が未確定であることから、件数、金額ともに集計していないこと。

2 平成25年度特定調達契約公示状況一覧表（調達種別、部局等名順）

NO	契約公開日	契約締結日	調達種別	調達内容	部局等名	担当	発注日	発注金額(円)	契約種別	契約内容
1	H25.1.18	H25.4.26	1 物品等	複写機の賃貸借及び保守(モノクロ複写機)一式(モノクロ複写機)	10出納局	出納局	H25.2.27	富士ゼロックス岩手株式会社	一般競争入札	(11,596,378)
2	H25.1.18	H25.4.26	1 物品等	複写機の賃貸借及び保守(カラー複写機)	10出納局	出納局	H25.2.27	ユニカミノルタビジネスコミュニケーションズ株式会社	一般競争入札	(8,956,694)
3	H25.1.18	H25.5.17	1 物品等	複写機の賃貸借及び保守(モノクロ複写機)一式(モノクロ複写機)	14広域振興局	広域振興局	H25.3.8	リコージャパン株式会社	随意契約	(14,385,650)
4	H25.1.18	H25.5.17	1 物品等	複写機の賃貸借及び保守(カラー複写機)2台 カラー複写機(40cm)	14広域振興局	広域振興局	H25.2.28	富士ゼロックス岩手株式会社	一般競争入札	(13,522,950)
5	H25.1.18	H25.5.14	4 その他	岩手県立病院等補給業務委託一式	12医療局	医療局	H25.2.28	岩手県ビル管理事業協同組合	一般競争入札	543,690,000
6	H25.1.29	H25.5.28	4 その他	県庁舎清掃及び冷暖房設備運転管理業務一式	02総務部	総務部	H25.3.27	岩手県ビル管理事業協同組合	一般競争入札	57,960,000
7	H25.2.1	H25.4.12	1 物品等	再生紙用紙(A4)約25,000箱	10出納局	出納局	H25.3.15	株式会社水戸屋本店	一般競争入札	(31,237,500)
8	H25.2.8	H25.5.10	1 物品等	アハイオクガソリンJIS1号 約139,000リットル	10出納局	出納局	H25.3.26	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(23,424,975)
9	H25.2.8	H25.5.10	1 物品等	イレギュラーガソリンJIS2号 約643,000リットル	10出納局	出納局	H25.3.26	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(101,272,500)
10	H25.2.8	H25.5.10	1 物品等	ウ軽油JIS1号 約76,000リットル	10出納局	出納局	H25.3.26	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(10,451,520)
11	H25.2.8	H25.5.10	1 物品等	ジェット燃料(ジェットA1) 約205,000リットル	10出納局	出納局	H25.3.26	株式会社宮澤商店	一般競争入札	(28,886,550)
12	H25.2.8	H25.5.10	1 物品等	ア重油JIS1号 約336キロリットル	14広域振興局	広域振興局	H25.3.26	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(32,104,800)
13	H25.2.8	H25.5.10	1 物品等	イ重油JIS1号 約207キロリットル	14広域振興局	広域振興局	H25.3.26	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(20,865,600)
14	H25.2.8	H25.5.10	1 物品等	ウ重油JIS1号 約306キロリットル	14広域振興局	広域振興局	H25.3.26	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(31,166,100)
15	H25.2.8	H25.5.10	1 物品等	エ重油JIS1種1号 約452キロリットル	14広域振興局	広域振興局	H25.3.26	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(41,669,880)
16	H25.2.8	H25.5.10	1 物品等	オ重油JIS1種1号 約219キロリットル	14広域振興局	広域振興局	H25.3.26	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(22,880,025)
17	H25.2.8	H25.5.10	1 物品等	カ重油JIS1種2号 約252キロリットル	14広域振興局	広域振興局	H25.3.26	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(22,967,280)
18	H25.2.8	H25.5.10	1 物品等	キ重油JIS1種2号 約221キロリットル	14広域振興局	広域振興局	H25.3.26	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(22,740,900)
19	H25.2.8	H25.5.10	4 その他	庁舎清掃業務一式	11教育委員会	教育委員会	H25.3.27	アントレーゾ株式会社	一般競争入札	24,948,000
20	H25.2.12	H25.4.26	1 物品等	ア重油JIS1号 約192キロリットル	14広域振興局	広域振興局	H25.3.22	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(20,563,200)
21	H25.2.12	H25.4.26	1 物品等	イ重油JIS1号 約545キロリットル	14広域振興局	広域振興局	H25.3.22	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(57,225,000)
22	H25.2.12	H25.4.26	1 物品等	ウ重油JIS1種1号 約76キロリットル	14広域振興局	広域振興局	H25.3.22	岩手県石油商業協同組合	一般競争入札	(8,219,400)

2 平成25年度特定調達契約公示状況一覧表（調達種別、部局等名順）

契約番号	発注年度	発注月	契約内容	契約種別	部局等名	担当部局	担当部署	発注日	契約金額(円)	契約種別	契約内容
23	H25.2.12	H25.4.26	エ工油JIS1種1号 約366キロリットル	14広域振興局	広域振興局	県南(総務部)	H25.3.22	33,818,400	一般競争入札	第一物流株式会社北上支店	
24	H25.2.12	H25.4.26	オ工油JIS1種2号 約222キロリットル	14広域振興局	広域振興局	県南(総務部)	H25.3.22	23,776,200	一般競争入札	若手県石油商業協同組合	
25	H25.2.12	H25.4.26	カ工油JIS1種2号 約412キロリットル	14広域振興局	広域振興局	県南(総務部)	H25.3.22	37,636,200	一般競争入札	若手県石油商業協同組合	
26	H25.2.12	H25.5.14	A工油JIS1種2号 約10,544キロリットル	12医療局	医療局	業務支蔵課	H25.3.26	906,784	一般競争入札	若手県石油商業協同組合	
27	H25.2.12	H25.5.10	平成25年度若手県児童等施設処理事業に係る施行管理業務	04環境生活部	環境生活部	施設物特別対策室	H25.3.27	571,200,000	一般競争入札	虎川地質株式会社	
28	H25.2.22	H25.5.10	パーソナルコンピュータ等 1式	02総務部	総務部	法務学事課	H25.4.4	39,375,000	一般競争入札	株式会社アイシーエス	
29	H25.2.26	H25.5.10	漁業指導調査船代船建造工事 1式	07農林水産部	農林水産部	水産振興課	H25.4.8	395,850,000	随意契約	株式会社ニシエフ	地方自治法施行令第167条の2第1項(第8号)
30	H25.3.8	H25.6.7	平成25年度公共用水域水質及び下水道水質分析調査 一式	04環境生活部	環境生活部	環境保全課	H25.3.19	28,665,000	一般競争入札	エヌエス環境株式会社	
31	H25.3.15	H25.5.21	平成25年度若手・青森県不法投棄現場汚染水処理業務 一式	04環境生活部	環境生活部	施設物特別対策室	H25.4.11	166,425,000	一般競争入札	日本国土開発株式会社	
32	H25.4.2	取消	二級河川田代川(田代川)地区河川災害復旧(23災66号)水門土木工事 一式	02総務部	総務部	総務室	-	-	-	-	
33	-	H25.4.9	水質浄化センター運転管理業務委託 1式	08県土整備部	県土整備部	北上川上流流域下水道事務所	H25.3.8	464,100,000	随意契約	水ing株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項(第8号)
34	-	H25.4.16	住民基本台帳ネットワークシステム運用保守業務 一式	03政策地域部	政策地域部	市町村課	H25.3.27	47,754,000	随意契約	株式会社アイシーエス	特別政令第10条第1項(第1号)に該当
35	-	H25.4.16	災害廃棄物処理業務(宮古地区)(大板市処理事業分) 30,000トン	04環境生活部	環境生活部	施設物特別対策室	H25.4.1	1,276,752,050	随意契約	大板府	特別政令第10条第1項(第1号)に該当
36	H25.4.19	H25.7.2	漁業取締船代船建造工事 一式	07農林水産部	農林水産部	水産振興課	H25.5.30	689,850,000	一般競争入札	三菱工業株式会社	
37	H25.4.19	H25.5.24	漁業取締船「はやちね」中間検査及び土木架修工事 一式	07農林水産部	農林水産部	漁業取締事務所	H25.5.9	24,622,500	一般競争入札	株式会社小瀬船工業	
38	-	H25.4.19	平成25年度若手県立病院等医事会計システム保守業務委託 一式	12医療局	医療局	医事企画課	H25.3.22	71,253,000	随意契約	株式会社アイシーエス	特別政令第10条第1項(第1号)に該当
39	-	H25.4.19	若手県立病院等医事会計システム等運営業務委託 一式	12医療局	医療局	医事企画課	H25.3.25	97,051,500	随意契約	株式会社アイシーエス	特別政令第10条第1項(第1号)に該当
40	-	H25.4.23	災害廃棄物処理業務(若手県陸前高田市)平成25年4月～平成25年6月	04環境生活部	環境生活部	施設物特別対策室	H25.3.28	553,565,565	随意契約	公益財団法人東京都環境公社	特別政令第10条第1項(第1号)に該当
41	-	H25.4.23	災害廃棄物処理業務(若手県釜石市)平成25年4月～平成25年6月分	04環境生活部	環境生活部	施設物特別対策室	H25.3.28	525,805,560	随意契約	公益財団法人東京都環境公社	特別政令第10条第1項(第1号)に該当
42	-	H25.4.23	災害廃棄物処理業務(若手県大槌町)平成25年4月分) 600トン	04環境生活部	環境生活部	施設物特別対策室	H25.3.28	42,689,850	随意契約	公益財団法人東京都環境公社	特別政令第10条第1項(第1号)に該当
43	H25.5.10	H25.7.12	若手県立学校(24校)教育用コンピュータシステム及びその取付け、一式	11教育委員会	教育委員会	教育企画室	H25.6.19	156,240,000	一般競争入札	株式会社リードコナン	
44	-	H25.5.10	平成25年度船号等電算処理業務委託 一式	02総務部	総務部	総務事務センター	H25.4.1	63,420,000	随意契約	株式会社アイシーエス	特別政令第10条第1項(第1号)に該当
45	-	H25.5.10	災害廃棄物(宮古地区広域行政組合)処理業務 6,570トン	04環境生活部	環境生活部	施設物特別対策室	H25.3.26	67,801,000	随意契約	宮古地区広域行政組合	特別政令第10条第1項(第1号)に該当

2 平成25年度特定調達契約公示状況一覧表（調達種別、部局等名順）

契約番号	契約公告日	契約締結日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	指図書	契約締結日	契約相手	金額(百万円)	契約種別	特約条項
46	-	H25.5.10	4 その他	平成25年度宮古地区内仮設焼却炉賃貸一式	04環境生活部	環境生活部	焼棄物特別対策室	H25.3.27	株式会社タクマ	978,561,360	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
47	-	H25.5.10	4 その他	平成25年度宮古地区内仮設焼却炉運用管理業務一式	04環境生活部	環境生活部	焼棄物特別対策室	H25.3.27	株式会社タクマ	640,080,000	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
48	-	H25.5.10	4 その他	英書焼棄物処理（太平洋セメント（セメント資源化及びL1工資材化））処分業務540,000トン	04環境生活部	環境生活部	焼棄物特別対策室	H25.3.28	太平洋セメント株式会社	32,886,000,000	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
49	-	H25.5.10	4 その他	平成25年度英書焼棄物処理業務（宮古地区広域行政組合一般焼棄物最終処分業務）	04環境生活部	環境生活部	焼棄物特別対策室	H25.3.29	宮古地区広域行政組合	153,846,960	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
50	-	H25.5.10	4 その他	英書焼棄物（三菱マテリアル処理（セメント資源化））処分業務19,000トン	04環境生活部	環境生活部	焼棄物特別対策室	H25.3.29	三菱マテリアル株式会社 若手工場	373,258,064	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
51	-	H25.5.10	4 その他	英書焼棄物（宇石・滝沢環境組合滝沢清掃センター）処理業務1,500トン	04環境生活部	環境生活部	焼棄物特別対策室	H25.3.29	宇石・滝沢環境組合	60,675,000	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
52	-	H25.5.10	4 その他	平成25年度英書焼棄物処理業務（群馬県前橋市事業分）1,520トン	04環境生活部	環境生活部	焼棄物特別対策室	H25.4.9	群馬県	32,222,061	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
53	-	H25.5.10	4 その他	平成25年度英書焼棄物処理業務（群馬県前橋市事業分）3,040トン	04環境生活部	環境生活部	焼棄物特別対策室	H25.4.9	群馬県	62,930,136	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
54	-	H25.5.10	4 その他	平成25年度英書焼棄物処理業務（秋田県環境保全センター事業分）12,750トン	04環境生活部	環境生活部	焼棄物特別対策室	H25.4.10	秋田県	547,468,750	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
55	-	H25.5.10	4 その他	平成25年度英書焼棄物処理業務（前北不燃物処理センター事業分）4,025トン	04環境生活部	環境生活部	焼棄物特別対策室	H25.4.10	秋田県	271,992,525	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
56	-	H25.5.10	4 その他	英書焼棄物（八戸セメント処理（セメント資源化））処分業務2,000トン	04環境生活部	環境生活部	焼棄物特別対策室	H25.4.10	八戸セメント株式会社	6,300,000	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
57	-	H25.5.10	4 その他	英書焼棄物（いわて第2クリーンセンター）処分業務580トン	04環境生活部	環境生活部	焼棄物特別対策室	H25.4.11	いわて県北クリーン株式会社	30,450,000	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
58	-	H25.5.10	4 その他	平成25年度若手県立病院N.E.C電子カルテシステム保守業務一式	12医療局	医療局	医事企画課	H25.3.26	日本電気株式会社	134,554,518	随意契約	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
59	H25.5.17	-	1 物品等	ア 全身用X線CT診断装置 1式	12医療局	医療局	業務支援課	-	-	-	-	-

2 平成25年度特定調達契約公示状況一覧表（調達種別、部局等名順）

契約番号	発注日	納品日	納品内容	調達種別	部局名	担当部署	担当者	契約締結日	契約金額(円)	契約種別	特約事項
79	H25.7.5	H25.9.13	平成25年度心とからの健康観察調査業務一式	その他	11教育委員会	教育委員会	学校教育室	H25.8.19	41,160,000	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
80	-	H25.7.5	平成25年度県外向け広報企画、媒体制作・媒体制作監視等業務委託一式	その他	01秘書広報室	秘書広報室	広報広報課	H25.6.5	31,377,999	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
81	H25.7.9	H25.9.27	野田地区海岸防砂堤ほか工事	建設工事	08県土整備部	県土整備部	河川課	H25.9.10	4,040,000,000	一般競争入札	
82	H25.7.9	H25.9.27	勝木田地区海岸防砂堤(23災592号)工事	建設工事	08県土整備部	県土整備部	河川課	H25.9.9	2,676,345,000	一般競争入札	
83	H25.7.12	H25.10.25	県立学校共同実習船建造工事一式	建設工事	11教育委員会	教育委員会	教育企画室	H25.8.23	923,328,000	一般競争入札	
84	H25.7.12	-	散水車(10,000L)1台	物品等	14広域振興局	広域振興局	治岸)経営企画部	-			
85	-	H25.7.12	災害廃棄物(処理困難物、いわて第2クレーンセンター)処分業務	その他	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.6.11	(140,895,000)	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
86	-	H25.7.16	災害廃棄物処理業務(若手県庁前高田市平成25年7月~平成25年9月)	その他	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.6.28	(841,217,580)	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
87	-	H25.7.16	災害廃棄物処理業務(若手県庁金石市平成25年7月~平成25年9月分)	その他	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.6.28	(778,538,565)	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
88	-	H25.7.16	災害廃棄物処理業務(若手県山田町平成25年7月~平成25年9月分)	その他	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.6.28	(157,719,450)	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
89	H25.7.19	H25.9.17	ロータリ除雪車(2.2m級)1台	物品等	14広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部	H25.8.28	32,255,000	一般競争入札	
90	H25.7.19	H25.9.17	除雪ドーザー(13t級、車輪式)2台	物品等	14広域振興局	広域振興局	盛岡)経営企画部	H25.8.28	32,550,000	一般競争入札	
91	H25.7.19	H25.9.27	ロータリ除雪車(2.6m級)1台	物品等	14広域振興局	広域振興局	県南)総務部	H25.9.3	49,612,500	一般競争入札	
92	H25.7.19	-	診療情報統合システム一式	物品等	12医療局	医療局	業務支援課	-			
93	H25.7.19	H25.12.27	ICカード免許証作成装置貸借及び保守一式	その他	15警察本部	警察本部	運転免許課	H25.9.11	1	一般競争入札	
94	-	H25.7.19	災害廃棄物(大町町分派具・漁網処理)処分業務1,200トン	その他	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.6.20	(75,600,000)	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
95	-	H25.7.19	災害廃棄物(山田町分派具・漁網処理)処分業務2,400トン	その他	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.6.20	(151,200,000)	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
96	-	H25.7.19	災害廃棄物(野町町分派具・漁網処理)処分業務700トン	その他	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.6.20	(44,100,000)	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
97	H25.7.23	H25.10.11	岩手県海岸防砂堤整備工事(地区第1号工事)	建設工事	07農林水産部	農林水産部	農村建設課	H25.9.27	2,880,843,630	一般競争入札	

2 平成25年度特定調達契約公示状況一覧表（調達種別、部局等名順）

契約番号	発注日	契約締結日	調達種別	調達内容	調達部局	担当部局	担当業務	発注日	発注金額(円)	契約種別	特約事項
98	H25.7.23	H25.10.4	1 物品等	路面清掃車(フラシ式) 1台	14広域振興局	広域振興局	柏原 吉也/広域振興センター	H25.9.3	28,170,000	一般競争入札	
99	H25.7.26		1 物品等	県立学校におけるいわゆる教育情報ネットワーク及び情報化教育用コンテンツシステムの構築用ソフトウェアライセンス2,791本	11教育委員会	教育委員会	学校教育課				
100	H25.7.30	H25.10.1	2 建設工事	平成25年度度岩手丸上梁修理工事一式	07農林水産部	農林水産部	水産技術センター	H25.9.12	23,600,000	一般競争入札	
101	H25.7.30	H25.11.8	1 物品等	岩手県警察本部庁舎で使用する電気供給装置	15警察本部	警察本部	会計課	H25.10.3	34,577,719	一般競争入札	
102	H25.7.30	H25.11.8	1 物品等	盛岡県警察署庁舎で使用する電気供給装置	15警察本部	警察本部	会計課	H25.10.3	46,952,640	一般競争入札	
103	H25.8.2	H25.10.11	1 物品等	ロータリ除雪車(2.6m、220kw)	14広域振興局	広域振興局	県南 総務部	H25.9.12	31,185,000	一般競争入札	
104	H25.8.6	H25.11.29	1 物品等	アデスタトップ型パソコン及びディスプレイ289台	12医政局	医政局	医事企画課	H25.9.19	44,100,000	一般競争入札	
105	H25.8.6		4 その他	ICカードリーダー装置等貸借及び保守一式	15警察本部	警察本部	運転免許課				
106	H25.8.9	H25.10.18	4 その他	運送物管理システム機器等貸借一式	15警察本部	警察本部	情報管理課	H25.9.26	42,683,760	一般競争入札	
107	H25.8.13	H25.9.13	1 物品等	パーソナルコンピュータ及びディスプレイ2,226台	02総務部	総務部	法務学事課	H25.9.2	191,100,000	一般競争入札	
108		H25.8.16	4 その他	災害廃棄物(盛岡市田子分派、流平町立)処分業務500トン	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.7.17	(31,500,000)	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
109		H25.8.30	4 その他	平成25年度災害廃棄物(盛岡市リサイクルセンター)処分業務	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.8.1	(70,808,000)	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
110	H25.9.6	H25.11.12	1 物品等	散布用車(塩化ナトリウム)約3,000トン	14広域振興局	広域振興局	盛岡 経営企画部	H25.10.17	(52,290,000)	一般競争入札	
111	H25.9.6	H25.10.29	4 その他	職員ひとり一台端末等設定業務一式	02総務部	総務部	法務学事課	H25.10.16	18,270,000	一般競争入札	
112	H25.9.10	H25.11.5	4 その他	岩手県警察情報管理システム(平成26年1月整備)貸借一式	15警察本部	警察本部	情報管理課	H25.9.27	46,191,600	一般競争入札	
113	H25.9.10	H25.11.29	2 建設工事	二級河川気前前砂巻地区災害復旧(23頁589号)水門設備工事	08県土整備部	県土整備部	河川課	H25.11.15	3,923,500,000	一般競争入札	
114	H25.9.10	H26.1.7	2 建設工事	一般国道281号(区称)案内トンネル築造工事	08県土整備部	県土整備部	道路建設課	H25.11.19	2,410,776,000	一般競争入札	
115		H25.9.17	4 その他	災害廃棄物(山田町分不燃系廃棄物埋立)処分業務2,000トン	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.8.14	(67,200,000)	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
116		H25.9.17	4 その他	平成25年度災害廃棄物処理業務(秋田県環境保全センター追加部分)	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.9.3	487,752,673	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当
117	H25.9.20	H25.12.6	1 物品等	凍結防止剤(塩化ナトリウム)約133,000袋(25kg/袋)	14広域振興局	広域振興局	県南 総務部	H25.11.1	(65,111,812)	一般競争入札	
118		H25.9.20	4 その他	岩手県立大船渡病院新医療情報システム情報科オード機能第三期間発注	12医政局	医政局	医事企画課	H25.8.30	66,385,000	随意契約	特約政令第10条第1項第1号に該当

2 平成25年度特定調達契約公示状況一覧表（調達種別、部局等名順）

NO	契約締結日	発注日	調達種別	調達内容	発注部	担当部	担当者	契約締結日	契約金額(円)	契約内容	契約種別	備考
119	H25.10.4	H25.12.3	物品等	路面清掃車(2.5m級) 1台	14広域振興局	広域振興局	盛岡 経営企画部	H25.11.13	29,820,000	株式会社東和木社	一般競争入札	
120	H25.10.4	H25.12.3	物品等	側溝清掃車(10.3m級) 1台	14広域振興局	広域振興局	盛岡 経営企画部	H25.11.13	33,180,000	株式会社東和木社	一般競争入札	
121	H25.10.4	H25.12.3	物品等	凍結防止剤(塩化ナトリウム) 約50,000袋(25kg/袋)	14広域振興局	広域振興局	東北 二戸地域振興センター	H25.11.13	(29,032,500)	株式会社菅文	一般競争入札	
122	H25.10.11	H25.12.6	物品等	自動入金機 6台	12医療局	医療局	医事企画課	H25.11.20	18,600,000	株式会社アイシーエス	一般競争入札	
123	-	H25.10.11	その他	物産管理システム更新に係る業務一式	12医療局	医療局	医事企画課	H25.8.8	99,750,000	株式会社アイシーエス	随意契約	地方公営企業法施行令第21条の4第1項第2号に該当
124	-	H25.10.18	その他	平成25年度岩手県産物(岩手・滝沢)環境組合不燃物)処分業務 5,000ト	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.9.20	(109,700,000)	磐石・滝沢環境組合	随意契約	特別政令第10条第1項第1号に該当
125	-	H25.10.18	その他	岩手県産物処理業務(岩手県大船渡市)平成25年10月~平成26年1月分) 3,300トン	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.9.27	(441,965,248)	公益財団法人東京都環境公社	随意契約	特別政令第10条第1項第1号に該当
126	-	H25.10.18	その他	岩手県産物処理業務(岩手県陸前高田市)平成25年10月~平成26年1月分) 19,000トン	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.9.27	(2,316,083,402)	公益財団法人東京都環境公社	随意契約	特別政令第10条第1項第1号に該当
127	-	H25.10.18	その他	岩手県産物処理業務(岩手県釜石市)平成25年10月~平成25年12月分)	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.9.27	(1,148,823,263)	公益財団法人東京都環境公社	随意契約	特別政令第10条第1項第1号に該当
128	H25.10.22	H26.1.17	物品等	文化財対応水水平型文庫収納装置 1台	10印刷局	印刷局	川品担当	H25.12.2	37,590,000	東立産器株式会社	一般競争入札	
129	H25.11.8	H25.12.20	その他	産廃廃棄物(塩化カリウム、硫酸アモニウム)処分業務委託(塩化カリウム1,120トン及び硫酸アモニウム220トン)	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.11.20	(360,360,000)	エコマックス株式会社	一般競争入札	
130	H25.11.12	H26.2.25	建設工事	二級河川(伊予川)前橋町河川改修復旧(23災662号)水門土木工事	08県土整備部	県土整備部	伊勢岡谷課	H26.1.24	7,036,524,000	鹿島建設株式会社・大成建設株式会社・三井建設株式会社特定共同企業体(代表者 鹿島建設株式会社)	一般競争入札	
131	H25.11.12	取消	建設工事	二級河川(甲子川)甲子川水門土木工事	02総務部	総務部	総務室	-				
132	H25.11.12	H26.2.25	建設工事	二級河川(大船川)大船町の1地区ほか(河川災害復旧(23災617号及び652号)水門土木工事)	08県土整備部	県土整備部	河川課	H26.1.24	13,898,456,928	株式会社佐藤ハヤシマ・株式会社和木組・伊藤組土建株式会社・南建設株式会社特定共同企業体(代表者 株式会社佐藤ハヤシマ)	一般競争入札	
133	H25.11.12	H26.2.7	建設工事	二級河川(藤原川)藤原川地区河川災害復旧(23災617号)水門土木工事	08県土整備部	県土整備部	河川課	H26.1.24	5,798,548,500	前田建設株式会社・あおみ建設株式会社・株式会社小田高組特定共同企業体	一般競争入札	
134	-	H25.11.15	その他	災害廃棄物(釜石市分派員・源理)平成25年度処分業務 600トン	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.10.16	(37,800,000)	株式会社エコス米沢	随意契約	特別政令第10条第1項第1号に該当
135	H25.11.19	H26.1.21	その他	現場汚染撤去防止工費業務一式	04環境生活部	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.12.12	184,900,000	日本国土開発株式会社	一般競争入札	
136	H25.11.19		その他	岩手県立総合センター及び岩手県立盛岡となが支校新築工事設計業務	08県土整備部	県土整備部	建築住宅課	-				

2 平成25年度特定調達契約公示状況一覧表（調達種別、部局等名順）

契約番号	契約締結日	契約種別	調達品名	調達品内容	発注部局	担当課	発注日	発注者	契約金額(円)	契約種別	契約条項
137	H25.11.26	2 建設工事	08県土整備部	一般国道340号(仮称)小幡トンネル築造工事	県土整備部	近路建設課	H25.2.7	株式会社大東村組・株式会社大木組・高橋建設株式会社特定共同企業体(代表者 株式会社大東村組)	2,042,798,400	一般競争入札	
138	H25.11.26	2 建設工事	07農林水産部	六ヶ所前浜港海岸防波堤(23年度第521号防波堤その1)工事	農林水産部	漁港漁村課	H25.2.7	吉木あすなろ建設株式会社・吉木マリーナ建設株式会社・工藤建設株式会社特定共同企業体(代表者 吉木あすなろ建設株式会社)	2,425,615,200	一般競争入札	
139	H25.11.26	2 建設工事	08県土整備部	小白浜地区海岸防波堤(23年度第594号)工事	県土整備部	河川課	H25.2.7	三井住友建設株式会社・株式会社本間組・梨子建設株式会社特定共同企業体(代表者 三井住友建設株式会社)	3,275,477,892	一般競争入札	
140	H25.11.29	1 物品等	12医療局	一般撮影系画像読取システム	医療局	業務支援課	-				
141	H25.11.29	4 その他	04環境生活部	災害廃棄物(県内内陸市町村処理による燃え殻等)処分業務1,313.2ト	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.10.23	一般財団法人クリーンいわて事業団	63,092,640	随意契約	特別政令第10条第1項第1号に該当
142	H25.12.3	2 建設工事	02総務部	大船渡港米浜地区区画の海岸災害復旧(防潮堤ほか)工事ほか1工事	総務部	総務室	-				
143	H25.12.6	4 その他	04環境生活部	宮古地区復興資材海上運搬業務委託	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.12.27	株式会社巴商會	67,200,000	一般競争入札	
144	H25.12.10	1 物品等	12医療局	医用画像情報管理システム1式	医療局	業務支援課	-				
145	H25.12.13	1 物品等	05保健福祉部	抗インフルエンザウイルス薬(リレック)	保健福祉部	業務支援課	H25.8.19	グラクソ・スミスクライム株式会社	50,491,350	随意契約	特別政令第10条第1項第1号に該当
146	H25.12.20	4 その他	04環境生活部	災害廃棄物(不燃系廃棄物)処分業務13,200トン	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.11.22	一般財団法人クリーンいわて事業団	243,936,000	随意契約	特別政令第10条第1項第1号に該当
147	H25.12.24	1 物品等	11教育委員会	いわて教育情報ネットワーク端末機器更新整備(1,400台)一式	教育委員会	学校教育部	-				
148	H25.12.24	4 その他	04環境生活部	産業廃棄物(真化カリウム 硫酸アモニウム)運搬業務委託 3,120トン	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.11.25	株式会社ライフ	181,900,000	随意契約	特別政令第10条第1項第1号に該当
149	H25.12.24	4 その他	04環境生活部	低濃度ホリ塩化ビフェニル廃棄物無害化処理業務一式	環境生活部	廃棄物特別対策室	H25.12.9	株式会社富山環境整備	99,837,150	随意契約	特別政令第10条第1項第1号に該当
150	H25.12.27	1 物品等	12医療局	ア乳房用X線撮影装置1式 イ電子内視鏡システム1式 ク臨床検査システム1式 エモニタリングシステム1式 オ内視鏡手術統合システム1式	医療局	業務支援課	-				
151	H25.12.27	4 その他	15警察本部	ICカード免許証記載装置等貸借及び保守一式	警察本部	運転免許課	H25.10.16	NECキャピタルソリューション株式会社	137,220,300	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
152	H26.1.14	4 その他	12医療局	手術部門支援システム1式	医療局	業務支援課	-				
153	H26.1.14	1 物品等	12医療局	若手県立若井・南光病院石炭交換機並端末機器更新等業務一式	医療局	業務支援課	H25.12.13	日本電気株式会社	28,350,000	随意契約	地方自治法施行令第321条の14第1項
154	H26.1.17	4 その他	10出納局	ア複写機の貸借及び保守(モノクロ複写機(40≤1mm)8台モノクロ複写機(70≤1mm)14台) イ複写機の貸借及び保守(カラー複写機)一式(カラー複写機(30≤1mm)5台)	出納局	出納局	-				

報告第3号

平成26年度の特定調達計画について

1 総括表

平成26年2月調査
【単位：件】

調達担当部局等	区分	調達種別				総計
		1 物品等	2 建設工事	3 建築等サービス	4 その他	
01秘書広報室					2	2
02総務部		1			10	11
03政策地域部					1	1
04環境生活部					5	5
05保健福祉部		2				2
06商工労働観光部						
07農林水産部			4		2	6
08県土整備部			7			7
09復興局						
10国体、障がい者スポーツ大会局						
11出納局		6				6
12教育委員会		4			4	8
13医療局		20			12	32
14企業局						
15広域振興局		17				17
16警察本部		1			4	5
総計		51	11		40	102

2 平成26年度特定調達計画一覧表（調達種別、調達担当部局等順）

No.	調達種別	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
1	1 物品等	防災ヘリコプター	平成26年5月	一般競争入札		02総務部	総合防災室
2	1 物品等	フォースプレート	平成26年12月	一般競争入札		05保健福祉部	医療政策室
3	1 物品等	抗インフルエンザウイルス薬	平成26年5月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	05保健福祉部	医療政策室
4	1 物品等	自動車用燃料（ハイオクガソリン、レギュラーガソリン及び軽油）	平成26年4月	一般競争入札		11出納局	出納局
5	1 物品等	ジェット燃料（ジェットA1）	平成26年4月	一般競争入札		11出納局	出納局
6	1 物品等	暖房用燃料（灯油及びA重油）	平成26年4月	一般競争入札		11出納局	出納局
7	1 物品等	暖房用燃料（灯油及びA重油）	平成26年4月	一般競争入札		11出納局	出納局
8	1 物品等	再生複写用紙（A4）	平成26年4月	一般競争入札		11出納局	出納局
9	1 物品等	複写機の賃貸借及び保守	平成26年4月	一般競争入札		11出納局	出納局
10	1 物品等	教育情報NW端末機器更新（1,944台）	平成26年10月	一般競争入札		12教育委員会	学校教育室
11	1 物品等	教育情報NWソフトウェアライセンス（2,791個）	平成26年10月	一般競争入札		12教育委員会	学校教育室
12	1 物品等	教育情報NW学校サーバー更新整備（80校）	平成26年5月	随意契約	特例政令第10条第1項第2号該当	12教育委員会	学校教育室
13	1 物品等	スピーードリンク外周緩衝マット	平成26年7月	一般競争入札		12教育委員会	スポーツ健康課
14	1 物品等	A重油	平成26年4月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
15	1 物品等	岩手県医療局職員貸与被服貸借	平成26年4月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
16	1 物品等	線形加速器システム	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
17	1 物品等	線形加速器システム	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
18	1 物品等	臨床検査情報システム	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課

2 平成26年度特定調達計画一覧表（調達種別、調達担当部局等順）

No.	調達種別	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
19	1 物品等	超伝導磁石式全身用MR装置	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
20	1 物品等	超伝導磁石式全身用MR装置	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
21	1 物品等	超伝導磁石式全身用MR装置	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
22	1 物品等	循環器用X線透視診断装置	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
23	1 物品等	循環器用X線透視診断装置	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
24	1 物品等	X線CT組合せ型SPECT装置	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
25	1 物品等	多目的自動血球分析装置	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
26	1 物品等	臨床化学自動検査分析装置	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
27	1 物品等	一般撮影DRシステム	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
28	1 物品等	DR一般撮影システム	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
29	1 物品等	白内障手術器械セット	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
30	1 物品等	白内障手術器械セット	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
31	1 物品等	脳外科手術用顕微鏡	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
32	1 物品等	FDP搭載型X線透視撮影診断装置システム	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
33	1 物品等	手術用顕微鏡	未定	一般競争入札		13医療局	業務支援課
34	1 物品等	口一夕リ一除雪車250ps	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	一関土木センター
35	1 物品等	口一夕リ一除雪車250ps	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	花巻土木センター
36	1 物品等	口一夕リ一除雪車300ps	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	岩手土木センター

2 平成26年度特定調達計画一覧表（調達種別、調達担当部局等順）

No.	調達種別	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
37	1 物品等	ガードレール清掃車	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	宮古土木センター
38	1 物品等	除雪トラック10t級	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	宮古土木センター
39	1 物品等	側溝清掃車	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	県南土木部
40	1 物品等	除雪トラック7t級	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	盛岡土木部
41	1 物品等	ガードレール清掃車	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	盛岡土木部
42	1 物品等	排水管清掃車	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	盛岡土木部
43	1 物品等	路面清掃車	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	盛岡土木部
44	1 物品等	除雪トラック7t級	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	盛岡土木部
45	1 物品等	側溝清掃車	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	二戸土木センター
46	1 物品等	路面清掃車	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	北上土木センター
47	1 物品等	除雪トラック7t級	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	北上土木センター
48	1 物品等	除雪ドーザー18t級	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	北上土木センター
49	1 物品等	ロータリー除雪車250ps	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	北上土木センター
50	1 物品等	除雪ドーザー18t級	平成26年8月	一般競争入札		15広域振興局	北上土木センター
51	1 物品等	汎用コンピュータ等機器	平成27年3月	一般競争入札		16警察本部	情報管理課
52	2 建設工事	阿石漁港海岸災害復旧（23災災第550号防潮堤その2）工事	平成26年11月	一般競争入札		07農林水産部	漁港漁村課
53	2 建設工事	前浜地区林地荒廃防止施設災害復旧（その4）工事	平成26年6月	一般競争入札		07農林水産部	森林保全課
54	2 建設工事	綾里漁港海岸災害復旧（23災災第558号防潮堤その3）工事	平成26年7月	一般競争入札		07農林水産部	漁港漁村課

2 平成26年度特定調達計画一覧表（調達種別、調達担当部局等順）

No.	調達種別	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
55	2 建設工事	大浦漁港海岸災害復旧（23災県第881号防潮堤その2）工事	平成27年2月	一般競争入札		07農林水産部	漁港漁村課
56	2 建設工事	一級河川築川筋築川ダム建設（堤体工）工事	平成26年12月	一般競争入札		08県土整備部	河川課
57	2 建設工事	二級河川鶴住居川筋鶴住居川水門機械設備工事	平成26年6月	一般競争入札		08県土整備部	河川課
58	2 建設工事	二級河川甲子川筋甲子川水門機械設備工事	平成26年6月	一般競争入札		08県土整備部	河川課
59	2 建設工事	二級河川閉伊川筋藤原地区河川災害復旧（23災662号）機械設備工事	平成26年6月	一般競争入札		08県土整備部	砂防災害課
60	2 建設工事	二級河川大槌川筋大槌の1地区ほか河川災害復旧（23災617号、622号）機械設備工事	平成26年6月	一般競争入札		08県土整備部	砂防災害課
61	2 建設工事	二級河川織笠川筋織笠川水門土木工事	平成26年9月	一般競争入札		08県土整備部	河川課
62	2 建設工事	一般県道340号仮称立丸トンネル築造工事	平成26年9月	一般競争入札		08県土整備部	道路建設課
63	4 その他	県政広報（県政広報誌『いわてグラフィック』）に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	01秘書広報室	広聴広報課
64	4 その他	県政広報（電波媒体等）に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	01秘書広報室	広聴広報課
65	4 その他	税務電算システムの社会保障・税番号制度導入整備委託業務	平成26年10月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	02総務部	税務課
66	4 その他	県庁舎清掃及び冷暖房運転管理業務	平成26年4月	一般競争入札		02総務部	管財課
67	4 その他	税務電算システムのご当地ナンバー導入整備委託業務	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	02総務部	税務課
68	4 その他	平成26年度給与等電算処理委託業務	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	02総務部	総務事務センター
69	4 その他	いわてデジタルマップ（岩手県統合型地理情報システム）保守管理業務委託	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	02総務部	法務学事課
70	4 その他	岩手県オンライン・システム運営管理委託業務	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	02総務部	法務学事課
71	4 その他	岩手県行政情報ネットワーク運営管理業務委託	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	02総務部	法務学事課
72	4 その他	いわて情報ハイウェイ運用保守業務委託	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	02総務部	法務学事課

2 平成26年度特定調達計画一覧表（調達種別、調達担当部局等順）

No.	調達種別	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
73	4 その他	岩手県新給与システム構築業務	平成26年4月	未定		02総務部	法務学事課
74	4 その他	岩手県個別業務システム統合基盤更新業務	平成26年4月	未定		02総務部	法務学事課
75	4 その他	住民基本台帳ネットワークシステム運用保守業務委託	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	03政策地域部	市町村課
76	4 その他	平成26年度環境学習交流センター管理運営及び地球温暖化防止活動推進センター	平成26年4月	随意契約	企画競争	04環境生活部	環境生活企画室
77	4 その他	平成26年度公共用水域及び地下水水質調査業務委託	平成26年4月	一般競争入札		04環境生活部	環境保全課
78	4 その他	平成26年度岩手県保管ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務委託	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	04環境生活部	資源循環推進課
79	4 その他	岩手・青森県環境不法投棄現場汚染水処理業務	平成26年4月	一般競争入札		04環境生活部	廃棄物特別対策室
80	4 その他	岩手・青森県環境不法投棄現場集水坑設置業務	平成26年7月	一般競争入札		04環境生活部	廃棄物特別対策室
81	4 その他	漁業指導調査船（岩手丸）定期検査・修繕	平成26年12月	一般競争入札		07農林水産部	水産技術センター
82	4 その他	漁業取締船（岩鷲）上架修理（ペントック）	平成26年5月	一般競争入札		07農林水産部	漁業取締事務所
83	4 その他	心とからだの健康観察調査業務	平成26年10月	一般競争入札		12教育委員会	学校教育室
84	4 その他	教育情報ネットワーク保守管理業務委託	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第2号該当	12教育委員会	学校教育室
85	4 その他	岩手県立総合教育センター清掃業務委託（教育センター及び生涯学習推進センター）	平成26年4月	一般競争入札		12教育委員会	総合教育センター
86	4 その他	県立学校の教育用パソコンリース及び保守契約	平成26年6月	一般競争入札		12教育委員会	教育企画室
87	4 その他	医事ネットワークシステム運営	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
88	4 その他	医事会計システム保守	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
89	4 その他	電子カルテシステム保守	平成26年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課

2 平成26年度特定調達計画一覧表（調達種別、調達担当部局等順）

No.	調達種別	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
90	4 その他	岩手県立病院等清掃業務委託	平成26年4月	一般競争入札		13医療局	業務支援課
91	4 その他	釜石病院電子カルテシステム導入	平成26年5月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
92	4 その他	患者情報データベースシステム看護支援機能追加	平成26年8月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
93	4 その他	久慈病院電子カルテシステム更新	平成26年8月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
94	4 その他	中部病院電子カルテシステムレスポンス対策	平成26年8月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
95	4 その他	電子カルテ機能強化	平成26年8月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
96	4 その他	診療情報共有システム機能強化	平成26年8月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
97	4 その他	看護情報システム更新	平成26年8月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
98	4 その他	電子カルテシステム保守	平成27年3月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	13医療局	医事企画課
99	4 その他	岩手県警察情報管理システム賃借料	平成27年1月	一般競争入札		16警察本部	情報管理課
100	4 その他	運転者管理システムプログラム改修業務委託	平成27年3月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	16警察本部	運転免許課
101	4 その他	汎用コンピュータ等機器保守委託	平成27年3月	随意契約	特例政令第10条第1項第2号該当	16警察本部	情報管理課
102	4 その他	汎用コンピュータ等ソフトウェア使用料	平成27年3月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	16警察本部	情報管理課

報告第4号

他県における政府調達に係る苦情申立ての状況について

平成25年9月群馬県取りまとめ

No.	都道府県	問1 平成24年10月～平成25年9月までの期間で、政府調達に関する苦情の申立てを受けつけたことはありますか。 ア. 有る → 問2へ イ. 無い → 回答終了	問2 その際、苦情処理はどのように行いましたか。 ア. 申立てを却下 → 問3へ イ. 苦情処理手続の流れにより処理	問3 苦情申立てを却下した理由は、次のうちどれですか。 ア. 申立期間を経過 イ. WTO協定と無関係 ウ. 申立内容が軽微又は無意味 エ. 供給者からの申立てでない オ. その他	問4 平成24年度の「WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達」として公告を行った件数	問5 委員会の開催状況について	備考
1	北海道	無	-	-	225件	※備考欄参照	※ 苦情について検討を行うとき、委員に改選があったとき又は委員に対し特に提供すべき情報があるとき等を開催要件として、委員会開催方針において定め、同方針に該当する場台に開催している。
2	青森県	無	-	-	集計していない	苦情の案件がある時のみ開催	
3	岩手県	無	-	-	185件	苦情の案件がある時のみ開催	
4	秋田県	有	申し立てを却下	・政府調達に関する協定とは無関係なため ・申し立て内容が軽微又は無意味なため	集計していない	苦情の案件がある時のみ開催	
5	山形県	無	-	-	67件※	定期的ではないが開催	※ 平成24年1月1日～12月31日
6	宮城県	無	-	-	集計していない	苦情の案件がある時のみ開催	
7	福島県	無	-	-	77件	案件がなくても2年毎に開催	
8	茨城県	無	-	-	148件	定期的ではないが開催	
9	栃木県	無	-	-	49件	案件がなくても2年に1回開催	
10	群馬県	無	-	-	79件	案件がなくても毎年1回開催	
11	埼玉県	無	-	-	未集計	案件がなくても毎年1回開催	
12	千葉県	無	-	-	未集計	苦情の案件がある時のみ開催	
13	東京都	無	-	-	966件※	苦情の案件がある時のみ開催	※ 966件は一般競争入札の件数のみ。指名競争入札の件数は未集計。 ※ 「政府調達苦情検討委員会及び入札・契約監視委員会」として行っているため年4回の開催。政府調達に関しては、毎年度第1回開催時に前年度のWTO調達の実績について報告している。
14	神奈川県	無	-	-	101件	案件がなくとも年4回開催※	
15	新潟県	無	-	-	73件	案件がなくとも2年に1回開催	
16	富山県	未回答	-	-			
17	石川県	無	-	-	33件	苦情の案件がある時のみ開催	
18	福井県	無	-	-	76件	案件がなくとも毎年1回開催	
19	山梨県	無	-	-	集計していない	苦情の案件がある時のみ開催	
20	長野県	無	-	-	未集計	苦情の案件がある時のみ開催	
21	愛知県	無	-	-	63件	苦情の案件がある時のみ開催	
22	静岡県	無	-	-	集計していない	苦情の案件がある時のみ開催	
23	岐阜県	無	-	-	未集計	苦情の案件がある時のみ開催	

報告第4号

他県における政府調達に係る苦情申立ての状況について

平成25年9月群馬県取りまとめ

No.	都道府県	問1 平成24年10月～平成25年9月までの期間で、政府調達に関する苦情の申立てを受け付けたことはありますか。 ア. 有る → 問2へ イ. 無い → 回答終了	問2 その際、苦情処理はどのように行いましたか。 ア. 申立てを却下 → 問3へ イ. 苦情処理手続の流れにより処理	問3 苦情申立てを却下した理由は、次のうちどれですか。 ア. 申立期間を経過 イ. WTO協定と無関係 ウ. 申立内容が軽微又は無意味 エ. 供給者からの申立でない オ. その他 ・苦情検討委員会等による検討が適当でない	問4 平成24年度の「WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達」として公表を行った件数	問5 委員会の開催状況について	備考
24	滋賀県	有	申立てを却下	39件	案件がなくとも2年に1回開催		
25	三重県	無	—	55件	案件がなくとも毎年1回開催		
26	奈良県	無	—	47件	案件がなくとも毎年1回開催		
27	京都府	無	—	109件	苦情の案件がある時のみ開催		
28	大阪府	未回答	—	—	—		
29	兵庫県	無	—	未集計	案件がなくとも年4回開催※		※ 兵庫県入札監視委員会
30	和歌山県	無	—	未集計	苦情の案件がある時のみ開催		
31	鳥取県	無	—	集計していない	苦情の案件がある時のみ開催		
32	島根県	無	—	52件	定期的ではないが開催		
33	岡山県	無	—	33件	案件がなくとも毎年1回開催		
34	広島県	無	—	47件	苦情の案件がある時のみ開催		
35	山口県	無	—	21件	苦情の案件がある時のみ開催		
36	徳島県	無	—	集計していない	案件がなくとも毎年1回開催		
37	香川県	無	—	37件	苦情の案件がある時のみ開催		
38	愛媛県	無	—	集計していない	※備考欄参照		※ 委員不在のため未開催
39	高知県	未回答	—	—	—		
40	福岡県	無	—	集計していない	定期的ではないが開催		
41	佐賀県	無	—	未集計	苦情の案件がある時のみ開催		
42	熊本県	無	—	30件	案件がなくとも2年に1回開催		
43	長崎県	無	—	未集計	案件がなくとも2年に1回開催		
44	大分県	無	—	14件	定期的ではないが開催		
45	宮崎県	無	—	集計していない	案件がなくとも2年に1回開催※		※ 委員選任を兼ねて開催
46	鹿児島県	無	—	79件	案件がなくとも2年に1回開催※		※ 委員選任を兼ねて開催
47	沖縄県	無	—	集計していない	苦情の案件がある時のみ開催		

岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱

平成8年3月5日岩手県告示第216号

〔沿革〕平成19年3月30日岩手県告示第290号改正

岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱を次のように定める。

岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱

(設置)

第1 県の機関が行う調達であつて、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する処理手続（平成8年岩手県告示第215号）により、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第2 委員会は委員5人を持って組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札及び契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職を代理する。

(会議)

第5 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

第6 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、出納局において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

政府調達に関する苦情の処理手続

平成8年3月5日岩手県告示第215号

[沿革] 平成11年10月1日岩手県告示第814号、平成12年12月26日岩手県告示第935号、平成23年7月5日岩手県告示第421号改正

政府調達に関する協定の適用を受ける調達に関する苦情の処理手続を次のように定める。

政府調達に関する苦情の処理手続

1 岩手県政府調達苦情検討委員会

(1) 岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。

(2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。

2 苦情の申立て

(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。供給者が、協定の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

(2) 供給者が協定の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあつては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

3 期間

(1) この処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。

(2) この処理手続において、「作業日」とは、県の休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日をいう。以下同じ。）でない日をいう。

(3) この処理手続において、期間の初日は算入しない。

(4) この処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

4 参加者

(1) 苦情の申立てがあつた場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つすべての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。

(2) 苦情の申立てがあつた場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。

(3) 苦情の申立てがあつた場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であつて当該苦情処理手続に参加を希望するものは、5(5)に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。当該供給者であつて通知を行ったもの（以下「参加者」という。）は、この処理手続の適用を受ける。

(4) (3)の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

5 苦情の検討の手続

(1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

(2) 委員会は、原則として、申立て後7作業日以内に苦情について検討し、次のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。

ア 遅れて申立てが行われた場合

イ 協定と無関係な場合

ウ 軽微な、又は無意味な場合

エ 供給者からの申立てでない場合

オ その他委員会による検討が適当でない場合

(3) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、理由を付して却下すべき旨を委員会に対し書面により申し出ることができる。

(4) 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。

(5) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。

(6) 契約締結又は契約執行の停止

ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階で苦情申立てを受理した場合には、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を速やかに文書で行う。

イ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てを受理した場合には、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。

ウ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。

エ 関係調達機関は委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。ただし、当該関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断し、かつ、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書で通知する場合は、この限りでない。

オ エただし書きの場合において、委員会は直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

(7) 検討

ア 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある

場合を除き、アに規定する説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、アに規定する説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に当該説明、主張、文書の提出等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、本処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

オ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べるができる。

カ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

キ カの承認は、いつでも取り消すことができる。

ク 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。

ケ 代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理する。

コ 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

サ コの承認は、いつでも取り消すことができる。

シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

ス 委員会は、苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断により、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会における自らの行う意見又は報告の陳述を公開するよう求めることができる。

ソ 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

タ 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見をもつ技術者等より意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

(8) (1)による苦情申立ては、いつでも取り下げることができる。

(9) 関係調達機関の報告書

ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

(ア) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

(イ) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文

(ウ) 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

イ 委員会は、アに定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告

書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に、委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちにその写しを関係調達機関に送付する。

ウ 委員会は、供給者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他供給者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後 90 日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、50 日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

(2) 委員会は、協定に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

ア 新たな調達手続を行う。

イ 調達条件を変えず、再度調達を行う。

ウ 調達を再審査する。

エ 他の供給者を契約締結者とする。

オ 契約を破棄する。

(3) 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、調達の緊急性及び調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

(4) 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。

(5) 関係調達機関は、原則として、当該関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後 10 日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、60 日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

(6) 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

(7) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該当局に通報する。

7 迅速処理

(1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

(2) 委員会は、迅速処理の要請を受理した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対しその旨を通知する。

(3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、

5 (9) に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受理した後直ちに、苦情

申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

イ 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては、25日以内）に、検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。

9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあつては、5年間）、当該調達に係る文書を保管しなければならない。

10 適用

(1) 協定に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額によるものとする。

(2) 本処理手続は、平成8年1月1日以降に申し立てられた苦情について適用する。

政府調達に関する苦情の処理手続細則

(平成 11 年 10 月 1 日)

〔沿革〕平成 22 年 3 月 31 日出第 282 号、平成 23 年 7 月 5 日出第 63 号改正

1 苦情の申立て

(1) 提供を行うことが可能であった者の定義

政府調達に関する苦情の処理手続（平成 8 年岩手県告示第 215 号。以下「手続」という。）2

(1)の「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し、又は有していた者で、次に掲げる者を含む。

ア 入札に参加した者（提供を行った者を除く。）

(ア) 一般競争入札に参加した者

(イ) 指名競争入札に参加した者

(ウ) 随意契約の手続に何らかの対応をした者

イ 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

(ア) 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者

(イ) 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者

(ウ) 入札参加資格審査手続において参加を認められなかった者

ウ 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

(2) 協議の終了

手続 2 (2) に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからでも打ち切ることができる。

(3) 協議の期間の取扱い

手続 2 (2) に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

2 期間

(1) 県の休日の定義

県の休日とは、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第 1 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。

3 参加者

(1) 参加の意思の通知

手続 4 (3) に基づく参加の意思は、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって通知しなければならない。

(2) 参加の通知の取下げ

ア 手続 4 (4) の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

イ 委員会は、手続 4 (4) の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

4 苦情の検討の手続

(1) 郵送に係る苦情申立ての期限

手続5(1)に基づく苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日(その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日)に提出されたものとみなす。

(2) 7作業日の緩やかな解釈

手続5(2)に基づく苦情申立ての却下については、7日間では判断が困難なこともあり得るので、申立て後「7作業日」以内に却下することを基本原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後7作業日」を経過した後に却下することができる。

(3) 誤った教示をした場合の救済

関係調達機関又は岩手県政府調達苦情検討委員会事務局が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

(4) 苦情申立てを受理した場合の公示方法

手続5(5)の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」(平成9年2月26日岩手県政府調達苦情検討委員会決定)により行う。

(5) 調達機関の定義

調達機関とは、产品及びサービス又は公共事業等の調達を行う岩手県の機関(地方自治法に定める知事、委員会及びその他の機関に置かれる組織のうち、予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第1号に規定する部局、同条第2号に規定する地方公所(以下「予算規則の適用を受ける部局等」という。)、医療局財務規程(昭和51年医療局管理規程第6号)第2条に規定する本庁並びに病院(以下「医療局」という。)及び企業局組織規程(昭和43年企業局管理規程第3号)第2条に規定する本庁(以下「企業局」という。))とする。

(6) 調達機関の長の定義

調達機関の長とは、予算規則の適用を受ける部局等にあつては知事、医療局にあつては医療局長、企業局にあつては企業局長とする。(以下「知事等」という。)ただし、岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)、知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程(昭和41年訓令第29号)、議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程(昭和41年訓令第30号)又は医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程(昭和35年医療局管理規程第5号)に基づき、知事等よりその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合には、契約担当者を調達機関の長とみなす。

(7) 代理人についての承認の申請の方式等

ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続5(7)クの書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

イ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続5(7)カの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続5(7)クの書面を添付しなければならない。

(8) 補佐人についての承認の申請の方式

手続5(7)コの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(9) 利害関係を有する者の定義

手続5(7)タの「当該調達に関して実質的な利害関係を有する者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

(10) 苦情申立ての取下げ

ア 手続5(8)の規定に基づく取下げは書面をもって行わなければならない。

イ 委員会は、手続5(8)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(11) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5(9)アの規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

(12) 商業上の秘密情報の定義

手続5(9)ウの「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

5 検討の結果及び提案

(1) 報告書への少数意見の記載

委員会は、手続6(1)に基づく報告書の作成に当たり、委員が少数意見の公表を求めた場合には、少数意見を報告書に付記することができる。

(2) 検討結果及び提案の公表について

手続6(1)及び6(2)の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

6 苦情の受付及び処理の状況の公表

(1) 公表方法

公表は、岩手県報に登載して行うものとする。

(2) 公表時期

知事は、四半期毎に苦情の受付及び処理の状況のとりまとめを行い、直ちにその概要を公表する。ただし、知事が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができる。

(3) 公表事項

公表する内容については、次の各号に該当する項目とする。

ア 苦情番号

イ 苦情申立日

ウ 苦情申立人（非公表も可）

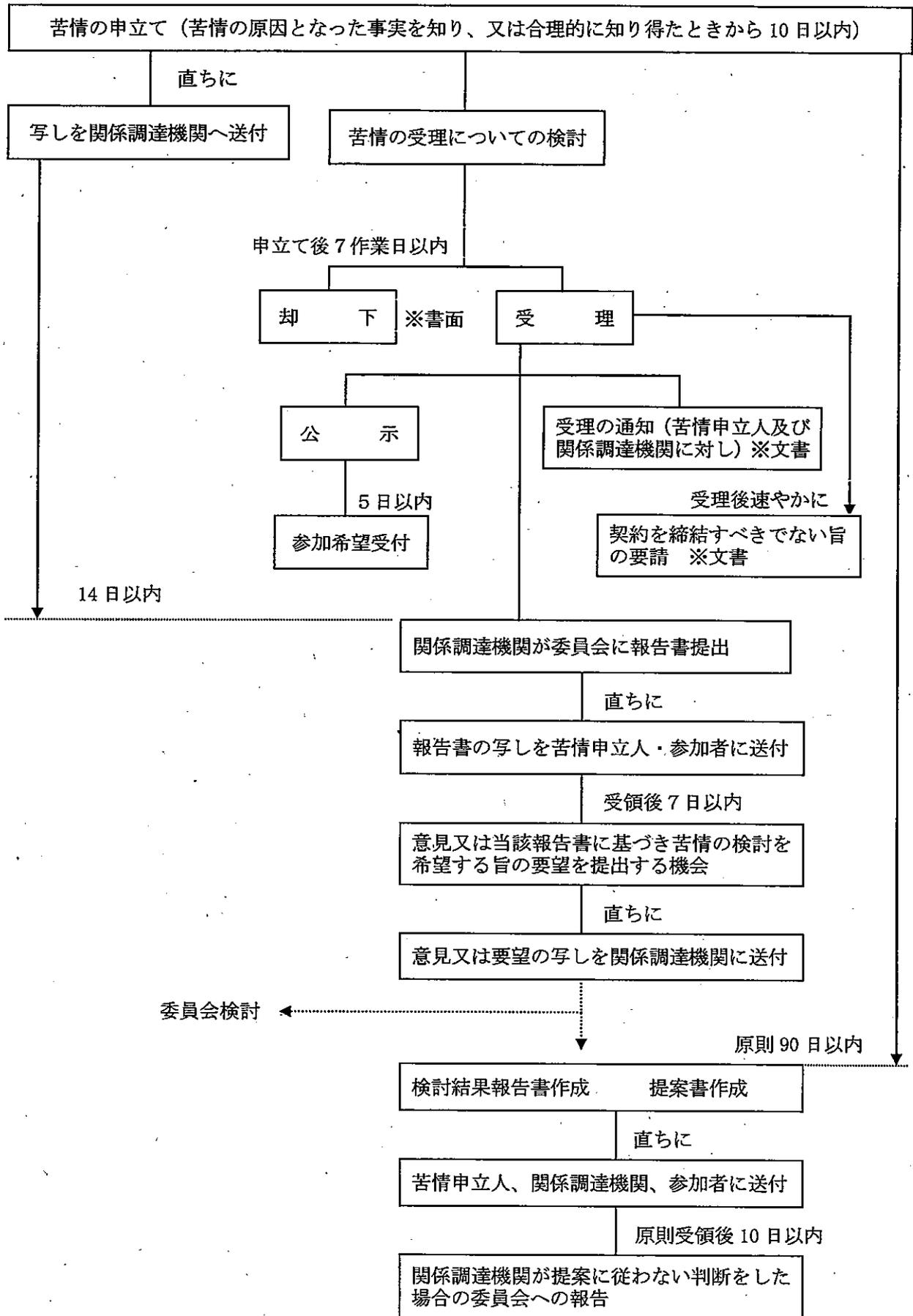
エ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名又はサービス名

オ 苦情の概要

カ 苦情処理状況の概要

キ その他必要な事項

苦情の申立てから検討の結果まで (概要)



政府調達に関する協定を改正する議定書

政府調達に関する協定を改正する議定書

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「千九百九十四年協定」という。）の締約国は、

千九百九十四年協定第二十四条7(b)及び(c)の規定により新たな交渉を行って、
ここに、次のとおり協定する。

- 1 千九百九十四年協定の前文（目次を含む。）、第一条から第二十四条まで及び附属書の規定をこの議定書の附属書に定める規定に改める。
- 2 この議定書は、千九百九十四年協定の締約国による受諾のために開放しておく。
- 3 この議定書は、千九百九十四年協定の締約国の三分の二がこの議定書の受諾書を寄託した後三十日目の日に、それらの千九百九十四年協定の締約国について効力を生ずる。その後当該受諾書を寄託した千九百九十四年協定の締約国については、この議定書は、その寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 4 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、千九百九十四年

—

二

協定の締約国に対し、この議定書の認証原本及びこの議定書の受諾に関する通告書を送付する。

- 5 この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

二千十二年三月三十日にジュネーブで、改正後の千九百九十四年協定の附属書に関して別段の定めがある場合を除くほか、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

政府調達に関する協定を改正する議定書の附属書

前文

この協定の締約国（以下「締約国」という。）は、

国際貿易の一層の自由化及び拡大を図り、かつ、国際貿易を規律する枠組みを改善するため、政府調達に関する効果的な多角的枠組みの必要性を認め、

政府調達に係る措置は、国内の供給者、物品若しくはサービスに保護を与えるように、又は外国の供給者、物品若しくはサービスの間に差別を設けるように立案され、制定され、又は適用されるべきでないことを認め、

政府調達制度の信頼性及び予見可能性が、公的資金の効率的かつ効果的な管理、締約国の経済の良好な運営及び多角的貿易体制の機能にとって不可欠であることを認め、

この協定に基づく手続上の約束は、各締約国の個別の状況を考慮に入れるため十分に柔軟であるべきであることを認め、

三

四

開発途上国、特に後発開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズに留意する必要性を認め、

政府調達に係る措置が透明性を有すること、透明性のある、かつ、公平な方法で調達を実施すること並びに腐敗の防止に関する国際連合条約等の適用のある国際文書に従って利益相反及び腐敗した慣行を回避することの重要性を認め、

この協定の適用を受ける調達のために電子的手段を使用すること及びその使用を奨励することの重要性を認め、

この協定の締約国でない世界貿易機関の加盟国によるこの協定の受諾及びこの協定への加入を奨励することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「商業上の物品又はサービス」とは、政府に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において政府以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又

はサービスをいう。

- (b) 「委員会」とは、第二十一条Iの規定によって設置される政府調達に関する委員会をいう。
- (c) 「建設サービス」とは、その手段のいかんを問わず、国際連合の暫定的な中央生産物分類第五一区分に基づき土木工事又は建築物の工事の実施を目的とするサービスをいう。
- (d) 「国」には、この協定の締約国である独立の関税地域を含む。この協定において「国」を含む表現（例えば、「内国民待遇」、「国内法令」）は、この協定の締約国である独立の関税地域については、別段の定めがある場合を除くほか、当該関税地域に係るものとして読むものとする。
- (e) 「日」とは、暦日をいう。
- (f) 「電子オークション」とは、供給者が新たな価格又は価格以外の入札の要素（数値化することができ、かつ、評価基準に関連するもの）に係る新たな数値のいずれか又は双方を提示するための電子的手段の使用を伴う反復的な手続であつて、その結果により入札の順位を決定し、又は更新するものをいう。
- (g) 「書面」とは、文言又は数字による表記であつて、読むことができ、複製することができ、かつ、後

五

六

に伝達することができるものをいう。当該表記には、電子的に送付され、及び保存される情報を含めることができる。

- (h) 「限定入札」とは、調達機関が、自己が選択した供給者と折衝する調達方法をいう。
- (i) 「措置」とは、対象調達に関する法令、手続、行政指導若しくは行政上の慣行又は調達機関による行為をいう。
- (j) 「常設名簿」とは、供給者として調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が判断した供給者の名簿であつて、調達機関が複数回使用する意図を有するものをいう。
- (k) 「調達計画の公示」とは、調達機関が関心を有する供給者に参加申請書、入札書又はその双方を提出することを招請するために行う公示をいう。
- (l) 「調達の効果を減殺する措置」とは、国内の物品若しくは国内のサービスを組み入れること、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返貿易を行うこと又はこれらと同様の措置をとり、若しくは要求すること等、締約国内の開発を奨励し、又は締約国の国際収支を改善する条件又は約束をいう。
- (m) 「公開入札」とは、関心を有する全ての供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

- (n) 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- (o) 「調達機関」とは、附属書 I の締約国の付表 1 から付表 3 までに掲げる機関をいう。
- (p) 「資格を有する供給者」とは、調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が認める供給者をいう。
- (q) 「選択入札」とは、資格を有する供給者のみが調達機関から入札を行うよう招請される調達方法をいう。
- (r) 「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。
- (s) 「任意規格」とは、物品若しくはサービス又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であつて遵守することが義務付けられていないものをいう。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であつて物品、サービス又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

七

- (t) 「供給者」とは、物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者又は集団をいう。
- (u) 「技術仕様」とは、次の事項について規定する入札の要件をいう。
 - (i) 調達される物品又はサービスの特性（品質、性能、安全及び寸法を含む。）又は生産若しくは提供の工程及び方法
 - (ii) 物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件

第二条 適用範囲

協定の適用

- 1 この協定は、対象調達（その全部又は一部が電子的手段により行われるか否かを問わない。）に係る措置について適用する。
- 2 この協定の適用上、「対象調達」とは、政府に係る目的のための調達であつて次の(a)から(e)までの要件を満たすものをいう。
 - (a) 次の(i)及び(ii)の要件を満たす物品、サービス又はこれらの組合せの調達であること。

八

- (i) 当該物品又は当該サービスが附属書 I の締約国の付表に掲げられていること。
 - (ii) 当該調達、商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるために行われるものでないこと。
 - (b) 購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）等の契約により行われること。
 - (c) 第七条の規定に従って公示を行う時点において、6 から 8 までの規定により見積もられた価額が、附属書 I の締約国の付表において特定する基準額と同額であるか、又はこれを超えること。
 - (d) 調達機関により行われること。
 - (e) 3 の規定又は附属書 I の締約国の付表の規定により適用範囲から除外されていないこと。
- 3 この協定は、附属書 I の締約国の付表に別段の定めがある場合を除くほか、次のものについては適用しない。
- (a) 土地、既存の建築物その他の不動産又はこれらについての権利の取得又は借入れ
 - (b) 契約上の取決め以外の取決め又は締約国が供与するあらゆる形態の援助（協力のための取決め、贈

九

一〇

- 与、借款、出資、保証及び財政による奨励を含む。）
- (c) 国庫に係る取引の代行又は預託のサービス、規制された金融機関の清算及び管理に係るサービス並びに公債（貸付け及び政府が発行する債券、利付証券その他の証券を含む。）の売却、償還及び分配に関連するサービスの調達又は取得
 - (d) 公共部門への雇用契約
 - (e) 次に掲げる調達
 - (i) 国際的な援助（開発援助を含む。）を供与することを明確な目的として行われる調達
 - (ii) 軍隊の駐留に関連する国際取極又は署名国による一の計画の共同での実施に関連する国際取極に定める特別の手続又は条件により行われる調達
 - (iii) 国際機関の特別の手続若しくは条件により行われる調達、又は国際的な贈与、借款その他の援助により供与された資金で行う調達であつて適用される手続若しくは条件がこの協定に適合しないもの
- 4 各締約国は、附属書 I の自国の付表において次に掲げる情報を特定する。
- (a) 付表 I においては、その調達がこの協定の適用を受ける中央政府の機関

- (b) 付表2においては、その調達がこの協定の適用を受ける地方政府の機関
 - (c) 付表3においては、その調達がこの協定の適用を受けるその他の全ての機関
 - (d) 付表4においては、この協定の適用を受ける物品
 - (e) 付表5においては、この協定の適用を受けるサービス（建設サービスを除く。）
 - (f) 付表6においては、この協定の適用を受ける建設サービス
 - (g) 付表7においては、一般的注釈
- 5 調達機関が、附属書Iの締約国の付表に掲げられていない者に対し、対象調達に関連して当該者が行う調達を特定の要件に従って行うよう求める場合には、当該要件について第四条の規定が準用される。

評価

- 6 調達機関は、調達が対象調達であるか否かを確認するために調達価額を見積もるに当たり、
- (a) 調達をこの協定の適用の対象から全面的又は部分的に除外する意図の下に、当該調達を分割してはならず、また、調達価額を見積もるための特定の評価の方法を選択し、又は使用してはならない。
 - (b) 次に掲げるものを含む全ての形態の報酬を考慮の上、調達全ての期間にわたる調達価額の最大限の

一一

一二

見積総額によるものとする（契約を締結する供給者が一又は二以上のいずれであるかを問わない。）。

- (i) 特別報酬、料金、手数料及び利子
 - (ii) 選択権を行使する可能性がある調達の場合には、当該選択権を行使したときの総額
- 7 一の調達のために、二以上の契約又は区分した契約（以下「一連の契約」という。）を締結する場合には、最大限の見積総額は、次の(a)又は(b)のいずれかに基づいて算定する。
- (a) 当初の契約の締結前十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度の前会計年度に締結された一連の契約であつて、同種の物品又はサービスに係るものの価額（可能な場合には、当初の契約の締結後十二箇月の間に調達される物品又はサービスの数量又は価額の予想される変動を考慮に入れて調整した価額とする。）
 - (b) 当初の契約の締結後十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度に締結される一連の契約であつて、同種の物品又はサービスに係るものの見積価額
- 8 物品若しくはサービスの借入れによる調達の場合又は価格の総額が特定されない調達の場合における評価の基礎は、次のとおりとする。

(a) 期間の定めのある契約の場合には、

(i) その期間が十二箇月以下のときは当該期間における契約の最大限の見積総額

(ii) その期間が十二箇月を超えるとときは見積残存価額を含む当該期間における契約の最大限の見積総額

(b) 期間の定めのない契約の場合には、一箇月当たりの支払見積額に四十八を乗じて得た額

(c) 期間の定めのある契約となるか否か確かでない場合には、(b)の規定を用いる。

第三条 安全保障のための例外及び一般的例外

1 この協定のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であつて、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置が、同じ条件の下にある締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用され

一三

ないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) 知的財産の保護のために必要な措置

(d) 障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置

第四条 一般原則

無差別待遇

1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であつて締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a) 国内の物品、サービス及び供給者

(b) 当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者

2 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、次のことを行つてはならない。

一四

(a) 国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱うこと。

(b) 国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他の締約国の物品又はサービスであることに基づいて差別すること。

電子的手段の利用

3 対象調達を電子的手段により実施する場合には、調達機関は、次のことを行う。

(a) 当該対象調達が、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェア（情報の認証及び暗号化に関するものを含む。）であつて、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性のあるものを利用して行われることを確保すること。

(b) 参加申請及び入札の信頼性（受領の日時の確定及び不適当なアクセスの防止を含む。）を確保する仕組みを維持すること。

調達の実施

4 調達機関は、対象調達を次の(a)から(c)までの要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により実施

一五

する。

(a) 公開入札、選択入札、限定入札等を用いた、この協定に適合する方法であること。

(b) 利益相反を回避すること。

(c) 腐敗した慣行を防止すること。

原産地に関する規則

5 締約国は、対象調達のために他の締約国から輸入され、又は供給される物品又はサービスに関し、同一の時点における当該他の締約国からの同一の物品又はサービスの輸入又は供給であつて通常の貿易として行われるものについて適用する原産地に関する規則と異なる規則を適用してはならない。

調達の効果を減殺する措置

6 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達について、調達の効果を減殺する措置を求め、考慮し、課し、又は強制してはならない。

調達に固有ではない措置

7 1及び2の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、これらの

一六

徴収の方法その他の輸入に関連する規則又は手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（対象調達を規律する措置を除く。）については、適用しない。

第五条 開発途上国

1 締約国は、この協定への加入に関する交渉において並びにこの協定の実施及び運用に当たり、開発途上国及び後発開発途上国（以下、別に明示する場合を除くほか、「開発途上国」と総称する。）の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、それらが国ごとに著しく異なることがあることを認識しつつ、特別の考慮を払う。締約国は、この条の規定に従い、かつ、要請に応じ、次に掲げる国に対して特別のかつ異なる待遇を与える。

(a) 後発開発途上国

(b) 後発開発途上国以外の開発途上国。ただし、当該特別のかつ異なる待遇が当該開発途上国の開発上のニーズを満たす場合において、そのために必要な範囲内に限る。

2 締約国は、開発途上国のこの協定への加入に際し、この協定の下における適当な機会の均衡を維持するために当該締約国と当該開発途上国との間で交渉された条件に従い、当該開発途上国の物品、サービス及

一七

一八

び供給者に対し、当該締約国が附属書Iの自国の付表に従って他の締約国について認めている最も有利な適用範囲を直ちに認める。

3 開発途上国は、その開発上のニーズに基づき及び他の締約国の同意を得て、経過期間中に、附属書Iの当該開発途上国の関連する付表に定める表に従い、他の締約国の間に差別を設けないような態様で適用される次の一又は二以上の経過措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 価格に関する優遇措置に係る計画。ただし、次のことを条件とする。

(i) 当該計画が、当該優遇措置を適用する開発途上国を原産地とする物品若しくはサービス又は当該開発途上国が特恵的な取極に基づき内国民待遇を与える義務を負う他の開発途上国を原産地とする物品若しくはサービスを含む入札の部分に限り、当該優遇措置を提供するものであること。ただし、当該他の開発途上国がこの協定の締約国である場合には、この待遇が委員会の定める条件に従うことを条件とする。

(ii) 当該計画が透明性のあるものであり、かつ、当該優遇措置の内容及び当該優遇措置が調達において適用されることが調達計画の公示において明確に記述されること。

- (b) 調達の効果を減殺する措置。ただし、調達計画の公示において、当該調達の効果を減殺する措置を課することに係る要件又は当該調達の効果を減殺する措置を課することが考慮されることが明確に示される場合に限る。
 - (c) 特定の機関又は分野の段階的な追加
 - (d) 当該開発途上国の通常の基準額よりも高い基準額
- 4 締約国は、この協定への加入に関する交渉において、加入する開発途上国によるこの協定（前条1(b)の規定を除く。）に基づく特定の義務の適用を、当該開発途上国が当該特定の義務を履行するまでの間、遅らせることについて合意することができる。当該特定の義務の履行のための期間は、次のとおりとする。
- (a) 後発開発途上国については、この協定への加入の後五年
 - (b) 後発開発途上国以外の開発途上国については、当該特定の義務を履行するために必要な期間に限るものとし、三年を超えないものとする。
- 5 4の規定に基づき義務の履行のための期間について交渉した開発途上国は、合意された当該履行のための期間、当該履行のための期間の対象となる特定の義務及び自国が当該履行のための期間中に従うことに

一九

二〇

- 同意した暫定的な義務を附属書1の自国の付表7に掲げる。
- 6 委員会は、開発途上国についてこの協定の効力が生じた後、当該開発途上国の要請に応じ、次のことを行することができる。
- (a) 3の規定に基づいて採用され、若しくは維持された措置に関する経過期間又は4の規定に基づいて交渉された履行のための期間を延長すること。
 - (b) 加入の過程において予見されなかった特別な状況において、3の規定に基づく新たな経過措置を採用することを承認すること。
- 7 3若しくは6の規定に基づく経過措置、4の規定に基づく履行のための期間又は6の規定に基づく延長につき交渉した開発途上国は、経過期間又は履行のための期間が終了する時点において自国がこの協定を遵守していることを確保するため、これらの期間中に必要な措置をとる。当該開発途上国は、委員会に対しそれぞれの措置を速やかに通報する。
- 8 締約国は、開発途上国による技術協力及び能力の開発の要請であつて、当該開発途上国のこの協定への加入又はこの協定の実施に関連するものに妥当な考慮を払う。

9 委員会は、この条の規定を実施するための手続を作成することができる。この手続には、6の規定に基づく要請についての決定に関する投票のための規定を含めることができる。

10 委員会は、この条の規定の運用及び実効性について五年ごとに検討する。

第六条 調達制度に関する情報

1 締約国は、次のことを行う。

(a) 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、法令で義務付けられ、かつ、公示又は入札説明書において示されている標準契約条項及び手続であつて対象調達に係るもの並びにそれらの修正を、公衆に広く周知され、その後も容易に閲覧することができる公式に指定された電子的媒体又は紙面により、速やかに公表すること。

(b) 要請に応じ、(a)に規定する事項について他の締約国に対して説明を行うこと。

2 締約国は、次のものを附属書に掲げる。

(a) 附属書IIにおいて、1に規定する情報を公表するために用いる電子的媒体又は紙面

(b) 附属書IIIにおいて、次条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために用い

二

る電子的媒体又は紙面

(c) 附属書IVにおいて、次の(i)又は(ii)を公表するために用いるウェブサイトのアドレス

(i) 調達に関する当該締約国の統計であつて、第十六条5の規定に基づくもの

(ii) 締結された契約に関する当該締約国の公示であつて、第十六条6の規定に基づくもの

3 締約国は、附属書IIから附属書IVまでに掲げる自国の情報についての修正を速やかに委員会に通報する。

第七条 公示

調達計画の公示

1 調達機関は、第十三条に規定する場合を除くほか、対象調達ごとに、附属書IIIに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により調達計画の公示を行う。これらの媒体は、広く周知されるものとし、調達計画の公示は、少なくとも当該調達計画の公示に示された期間の満了の時まで、引き続き公衆が容易に閲覧することができるようにする。調達計画の公示は、

(a) 付表Iに掲げる調達機関については、少なくとも附属書IIIに規定する最小限の期間においては、電子

三

的手段により単一の窓口を通じて無償で閲覧することができるようにする。

- (b) 付表2又は付表3に掲げる調達機関については、電子的手段により閲覧することができる場合には、少なくとも、無償で閲覧することができるゲートウェイ電子サイトのリンクを通じて提供されるようにする。

締約国（当該締約国の付表2又は付表3に掲げる調達機関を含む。）は、調達計画の公示を電子的手段により単一の窓口を通じて無償で行うことが奨励される。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、調達計画の公示には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、公示された調達に関連する全ての文書入手するために必要な情報、並びに当該文書が有償の場合にはその費用及び支払条件
- (b) 公示された調達についての説明（調達されるべき物品又はサービスの特徴及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）を含む。）
- (c) 一連の契約については、可能な場合には、次回以降の調達計画の公示の見込まれる時期
- (d) 選択権についての説明

一三

一四

- (e) 物品の納入若しくはサービスの提供の期間又は契約の期間
 - (f) 用いる調達方法及び交渉又は電子オークションを行う意図の有無
 - (g) 公示された調達について参加申請書の提出を求める場合には、その提出の場所及び最終期日
 - (h) 入札書の提出の場所及び最終期日
 - (i) 入札書又は参加申請書の作成に用いることができる言語（調達機関の属する締約国の公用語以外の言語で提出することが可能な場合に限る。）
 - (j) 供給者が参加するための条件の一覧表及び簡潔な説明（供給者が当該条件に関連して提出すべき特定の文書又は証明書についての要件を含む。ただし、当該調達計画の公示と同時に関心を有する全ての供給者による入手が可能とされる入札説明書に当該要件が含まれていない場合に限る。）
 - (k) 調達機関が第九条の規定に基づき限られた数の資格を有する供給者を入札に招請するために選択する意図を有する場合には、その選択に用いる基準及び入札を行うことが認められる供給者の数を制限するときはその制限
- (1) 公示された調達にこの協定が適用される旨の記述

公示の概要

- 3 調達機関は、各調達計画について、調達計画の公示と同時に、世界貿易機関のいずれかの公用語で、公示の概要を容易に閲覧することができる方法で公表する。当該公示の概要には、少なくとも次の情報を含める。
 - (a) 調達の対象事項
 - (b) 入札書の提出の最終期日又は調達に係る参加申請書若しくは常設名簿への記載の申請書の提出を求める場合にはその提出の最終期日
 - (c) 調達に関する文書入手することができる場所

調達予定の公示

- 4 調達機関は、各会計年度のできる限り早い時期に、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により将来予定されている調達に関する公示（以下「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、調達の対象事項及び調達計画の公示の予定日を含めるべきである。
- 5 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、調達予定の公示を調達計画の公示として使用することができる

二五

二六

る。ただし、当該調達予定の公示に、2に規定する情報のうち調達機関が入手することができる全てのもの及び関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述が含まれることを条件とする。

第八条 参加のための条件

- 1 調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。
- 2 調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、
 - (a) 供給者が以前に特定の締約国の調達機関と一又は二以上の契約を締結したことを当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない。
 - (b) 調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。
- 3 調達機関は、供給者が参加のための条件を満たすか否かを評価するに当たり、次のことを行う。
 - (a) 調達機関が属する締約国の領域の内外双方における当該供給者の事業活動を基礎として当該供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を評価すること。

(b) 公示又は入札説明書において事前に特定した条件に基づいて評価すること。

4 締約国（その調達機関を含む。）は、裏付けとなる証拠がある場合には、次のような理由により供給者を排除することができる。

- (a) 破産
- (b) 虚偽の申告
- (c) 過去の契約における実体的な要件又は義務に係る著しい又は度重なる不備
- (d) 重大な犯罪その他の重大な法令違反に関する確定判決
- (e) 職業上の不当行為又は供給者の商業上の信頼性に悪影響を与える作為若しくは不作為
- (f) 租税の不払い

第九条 供給者の資格の審査

登録制度及び資格の審査に係る手続

1 締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求する供給者登録制度を維持することができる。

二七

2 締約国は、次のことを確保する。

- (a) 自国の調達機関がその資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力を払うこと。
- (b) 自国の調達機関が登録制度を維持している場合には、当該調達機関がその登録制度の相違を最小限にするための努力を払うこと。

3 締約国（その調達機関を含む。）は、その調達への他の締約国の供給者の参加に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はもたらす結果となるように登録制度又は資格の審査に係る手続を採用し、又は適用してはならない。

選択入札

4 調達機関が選択入札を用いる意図を有する場合には、当該調達機関は、次のことを行う。

- (a) 調達計画の公示に少なくとも第七条 2 (a)、(b)、(f)、(g) 及び (j) から (l) までに規定する情報を含め、並びに供給者に参加申請書を提出するよう招請すること。
- (b) 入札期間の開始までに、当該調達機関が第十一条 3 (b) の規定による通知を行った資格を有する供給者に対し、少なくとも第七条 2 (c) から (e) まで、(h) 及び (i) に規定する情報を提供すること。

二八

5 調達機関は、入札を行うことが認められる供給者の数の制限及びその制限された数の供給者を選択するための基準を調達計画の公示に明記した場合を除くほか、資格を有する供給者の全てが特定の調達に参加することを認める。

6 調達機関は、入札説明書が4に規定する調達計画の公示の日から公に入手可能とされない場合には、5の規定に従って選択された資格を有する供給者の全てが同時に当該入札説明書を入手することができるようにすることを確保する。

常設名簿

7 調達機関は、供給者の常設名簿を保持することができる。ただし、附属書Ⅲに掲げる適当な媒体により、関心を有する供給者に当該常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示であつて、次の要件を満たすものを行うことを条件とする。

(a) 毎年行われること。

(b) 電子的手段によつて行われる場合には、常に閲覧に供されること。

8 7に規定する公示には、次の事項を含める。

一九

三〇

(a) 調達について常設名簿が使用され得る物品若しくはサービス又は物品群若しくはサービス群についての説明

(b) 供給者が常設名簿に記載されるために満たすべき参加のための条件及び供給者が当該条件を満たしていることを審査するために調達機関が用いる方法

(c) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、常設名簿に関連する全ての文書を入手するために必要な情報

(d) 常設名簿の有効期間及び当該常設名簿を更新し、若しくは失効させる方法、又は有効期間が定められていない場合には常設名簿の失効の公示を行う方法の記述

(e) 常設名簿がこの協定の適用を受ける調達について使用され得る旨の記述

9 7の規定にかかわらず、調達機関は、常設名簿の有効期間が三年以上である場合には、7に規定する公示について、次のことを条件として、当該常設名簿の有効期間の開始に当たり一回のみ行うこととすることができる。

(a) 当該有効期間及び更に公示が行われない旨が明記されていること。

- (b) 電子的手段によって行われ、かつ、当該有効期間中、常に閲覧に供されること。
- 10 調達機関は、供給者がいつでも常設名簿への記載を申請することを認め、資格を有する供給者の全てを適当な短期間内に当該常設名簿に記載する。
- 11 常設名簿に記載されていない供給者が第十一条に規定する期間内に常設名簿に基づいて行われる調達に係る参加申請書及び全ての必要とされる書類を提出する場合には、調達機関は、当該参加申請書を審査する。調達機関は、当該調達が複雑であるため、入札書を提出することが認められた期間内に当該参加申請書の審査を完了することができない例外的な場合を除くほか、当該参加申請書を審査するための十分な時間がないことを理由として当該調達において当該供給者を考慮から除外してはならない。

付表2及び付表3に掲げる機関

- 12 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、次のことを条件として、供給者に常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示を、調達計画の公示として使用することができる。
- (a) 当該招請するための公示が7の規定に従って行われ、並びに8の規定により必要とされる情報、第七条2の規定により必要とされる情報のうち入手することができる全てのもの及び当該公示が調達計画の

三二

三三

公示を構成する旨又は常設名簿に記載されている供給者に対してのみ当該常設名簿が使用される調達に関する更なる公示が行われる旨の記述を含むものであること。

- (b) 当該調達機関が、特定の調達に関心を有することを当該調達機関に表明した供給者に対し、当該供給者が当該調達への関心を評価することのできるような十分な情報を速やかに提供すること。この情報は、入手可能な範囲で、第七条2の規定により必要とされる残余の全ての情報を含める。
- 13 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、10の規定に従って常設名簿への記載を申請した供給者が参加のための条件を満たすか否かを審査するために十分な時間がある場合には、当該供給者が特定の調達において入札することを認めることができる。

調達機関の決定に関する情報

- 14 調達機関は、調達に係る参加申請書又は常設名簿への記載の申請書を提出した供給者に対し、これらの申請に関する自己の決定を速やかに通知する。
- 15 調達機関は、供給者の調達に係る参加申請若しくは常設名簿への記載の申請を拒否する場合、供給者を資格を有する供給者として認めることをやめる場合又は供給者を常設名簿から除外する場合には、当該供

給者に速やかに通知し、及び要請に応じ当該供給者に対してその決定の理由の書面による説明を速やかに提供する。

第十条 技術仕様及び入札説明書

技術仕様

- 1 調達機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならない。
- 2 調達機関は、調達される物品又はサービスの技術仕様を定めるに当たり、適当な場合には、次の要件に従う。
 - (a) 当該技術仕様をデザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めると。
 - (b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築規準に基づいて当該技術仕様を定めると。

三三

三四

- 3 調達機関は、デザイン又は記述的に示された特性が技術仕様において用いられる場合において、適当なときは、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付することにより、調達の要件を満たすことが明らかな同等の物品又はサービスの入札を考慮することを示すべきである。
- 4 調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。
- 5 調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対し求めてはならず、また、当該者から受けてはならない。
- 6 締約国（その調達機関を含む。）は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

入札説明書

- 7 調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書を入手することができるようにする。入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項についての完全な説明を含める。
- (a) 調達（調達されるべき物品又はサービスの特徴及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）並びに満たすべき要件（技術仕様、適合性評価の証明、設計図、図案又は解説資料を含む。）を含む。）
 - (b) 供給者が参加するための条件（供給者が当該条件に関連して提出することを要求される情報及び文書の一覧表を含む。）
 - (c) 落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準、及び価格が唯一の評価基準でない場合にはこれらの評価基準の相対的な重要性
 - (d) 調達機関が電子的手段により調達を実施する場合には、認証及び暗号化の要件その他の電子的手段による情報の提出に関する要件
 - (e) 調達機関が電子オークションを行う場合には、電子オークションの実施に関する規則（評価基準に関

三五

連する入札の要素の特定を含む。）

- (f) 公開の開札が行われる場合には、開札の日時及び場所並びに適当なときは開札に立ち会うことを認められる者
 - (g) その他の条件（支払条件及び入札書を提出する手段の制限（紙面又は電子的手段のいずれによるか等）を含む。）
 - (h) 物品の納入又はサービスの提供の期日
- 8 調達機関は、調達される物品の納入又はサービスの提供の期日の設定に当たり、調達の複雑さ、予想される下請契約の範囲並びに製造、在庫の積出し及び供給地点からの物品の輸送又はサービスの提供に実際に要する時間等の要素を考慮する。
- 9 調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準には、特に、価格その他の費用に係る要素、品質、技術的価値、環境上の特徴及び納入に係る条件を含めることができる。
- 10 調達機関は、次のことを行う。
- (a) 関心を有する供給者が有効な入札書を提出するために十分な時間を有することを確保するため、入札

三六

説明書を速やかに入手することができるようにすること。

(b) 関心を有する供給者に対し、要請に応じ、入札説明書を速やかに提供すること。

(c) 関心を有し、又は参加する供給者からの関連情報についての合理的な要請に速やかに応ずること。ただし、その情報は、他の供給者よりも当該供給者に有利となるものであつてはならない。

変更

11 調達機関は、落札の前に、参加する供給者に提供した調達計画の公示若しくは入札説明書に定める基準若しくは要件を変更し、又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書を修正し、若しくは再度提供する場合には、当該基準若しくは要件の変更又は修正され、若しくは再度提供される当該調達計画の公示若しくは入札説明書を、次の要件に従つて書面により送付する。

(a) 当該基準若しくは要件の変更又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行った時に参加していた全ての供給者が判明している場合には、当該全ての供給者に送付すること。

その他の全ての場合には、当初の情報を提供したときと同様の方法で送付すること。

(b) 適当な場合には、(a)に規定する供給者が入札書を変更し、再提出することができるように十分早い時

三七

三八

期に送付すること。

第十一条 期間

通則

1 調達機関は、合理的と認める自己の必要性に基づき、次のような要素を考慮して、供給者がその参加申請書及び有効な入札書を準備し、かつ、提出するために十分な期間を定める。そのような期間（延長される場合には、延長される期間を含む。）は、関心を有し、又は参加する全ての供給者について同一のものとする。

(a) 調達の性質及び複雑さ

(b) 予想される下請契約の範囲

(c) 入札書の送付に電子的手段が用いられない場合には、外国及び国内の地点から入札書を電子的手段以外の手段で送付するために必要な時間

期限

2 選択入札を用いる調達機関は、参加申請書の提出の最終期日を原則として調達計画の公示の日から二十

五日目の日以後の日に定める。この提出期間は、調達機関が十分に実証する緊急事態により実際的でなくなる場合には、十日以上の期間に短縮することができる。

3 調達機関は、4、5、7及び8に規定する場合を除くほか、入札書の提出の最終期日を次のいずれかに規定する日から四十日目の日以後の日に定める。

(a) 公開入札の場合には、調達計画の公示を行う日

(b) 選択入札の場合には、常設名簿を使用するかどうかを問わず、調達機関が供給者に入札書の提出を招請することを通知する日

4 調達機関は、次の場合には、3の規定に従って定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができる。

(a) 調達機関が第七条4に規定する調達予定の公示を調達計画の公示の十二箇月前から四十日前までの期間に行い、かつ、当該調達予定の公示が次の事項を含む場合

(i) 調達の説明

(ii) 入札書又は参加申請書の提出の最終期日とすることが見込まれる日

三九

四〇

(iii) 関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述

(iv) 調達に関する文書入手することができる場所

(v) 第七条2の規定により調達計画の公示において必要とされる情報のうち、入手することができる全てのもの

(b) 調達機関が、一連の契約に関し、その最初の調達計画の公示において、その後の公示においてこの4の規定に基づき入札期間を定めることを示す場合

(c) 調達機関が十分に実証する緊急事態により3の規定に従って定める入札期間が実際的でなくなる場合

5 調達機関は、次の(a)から(c)までの条件の二又は二以上を満たす場合には、3の規定に従って定める入札期間を、当該調達機関が満たす当該条件の数に五を乗じて得た日数短縮することができる。

(a) 調達計画の公示を電子的手段により行うこと。

(b) 入札説明書の全体を調達計画の公示を行った日から電子的手段により入手することができるようにすること。

(c) 当該調達機関が入札書を電子的手段により受領すること。

- 6 4の規定と併せて5の規定を適用する場合には、いかなるときも、3の規定に従って定める入札期間を調達計画の公示を行つた日から十日未満の期間に短縮することとなつてはならない。
- 7 この条の他の規定にかかわらず、調達機関は、商業上の物品若しくはサービス又はその組合せを購入する場合には、調達計画の公示及び入札説明書を電子的手段により同時に公表することを条件として、3の規定に従って定める入札期間を十三日以上、期間に短縮することができる。さらに、当該調達機関は、商業上の物品又はサービスの入札書を電子的手段により受領する場合には、3の規定に従って定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができる。
- 8 付表2又は付表3に掲げる調達機関が全ての又は限られた数の資格を有する供給者を選択する場合には、入札期間は、調達機関と全ての選択された供給者との間の相互の合意により定めることができる。そのような合意が存在しない場合には、当該入札期間は、十日未満であつてはならない。

第十二条 交渉

- 1 締約国は、その調達機関が次のいずれかの場合に交渉を行うことを認めることができる。
- (a) 第七条2の規定により必要とされる調達計画の公示において当該調達機関が交渉を行う意図を明示し

四一

た場合

- (b) 評価を行つた結果、調達計画の公示又は入札説明書に定める特定の評価基準によりいずれかの入札が明白に最も有利であると認められない場合
- 2 調達機関は、次のことを行う。
- (a) 交渉に参加する供給者の排除が調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準に従つて行われることを確保すること。
- (b) 交渉が終了した場合には、引き続き交渉に参加している供給者が新たな又は変更された入札書を提出するための共通の期限を定めること。

第十三条 限定入札

- 1 調達機関は、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いること並びに第七条から第九条まで、第十条7から11まで、第十一条、前条、次条及び第十五条を適用しないことを選択することができる。ただし、当該調達機関が、供給者間の競争を避けることを目的として又は他の締約国の供給者を差別し、若しくは国内の供給者を保護するように、この1の規定を適用しないことを条件とする。

四二

- (a) 次に掲げるいずれかの場合。ただし、入札説明書に定める要件が実質的に変更されないことを条件とする。
- (i) 入札書が提出されなかった場合又は供給者が参加申請を行わなかった場合
 - (ii) 入札説明書に定める基本的要件に合致する入札書が提出されなかった場合
 - (iii) 参加のための条件を満たす供給者がいなかった場合
 - (iv) 行われた入札がなれ合いによるものであった場合
- (b) 次のいずれかの理由により、物品又はサービスが特定の供給者によつてのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合
- (i) 必要とされるものが美術品であること。
 - (ii) 特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていること。
 - (iii) 技術的な理由により競争が存在しないこと。
- (c) 次のいずれかの理由により、当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供

四三

四四

を当初の供給者から受ける場合

- (i) 当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないこと。
 - (ii) 追加の物品又はサービスについて供給者を変更する場合には、調達機関に著しい不都合が生じ、又は調達機関が実質的に二重に費用を負担することとなること。
- (d) 調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札によつては必要な期間内に物品又はサービスを手入することができない場合において、真に必要なとき。
- (e) 調達する物品が商品市場において購入される物品である場合
- (f) 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、調達機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該調達機関が調達する場合。最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために及び受入れ可能な

品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するために限られた生産又は供給を行うことが含まれ得るが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することは含まれない。

- (g) 清算、管財人による管理、倒産等に起因する例外的な処分の際、極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。ただし、通常の供給者からの日常の購入を含まない。
- (h) 契約が設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、次のことを条件とする。
 - (i) 当該設計コンテストがこの協定の原則（特に調達計画の公示に関する原則）に合致する方法で行われること。
 - (ii) 当該設計コンテストの参加者が、独立の審査員団によって、受賞者との間で設計契約を締結することを目的として審査されること。

2 調達機関は、1の規定による個々の契約の締結について報告書を作成する。この報告書には、調達を行った調達機関の名称、調達された物品又はサービスの価額及び種類並びに1に規定する状況及び条件のうち当該調達における限定入札の利用の根拠となったものを示す説明を含める。

四五

四六

第十四条 電子オークション

調達機関は、対象調達を電子オークションを用いて実施する意図を有する場合には、電子オークションを開始する前に各参加者に次の情報を提供する。

- (a) 入札説明書に定める評価基準に基づく自動的な評価の方法（数式を含む。）であつて、電子オークションにおける自動的な順位の設定又は更新に用いられるものに関する情報
- (b) 当該対象調達が最も有利な入札を行ったことを根拠として落札者を決定するものである場合には、当該参加者の入札書に記載された事項の初期評価の結果に関する情報
- (c) 電子オークションの実施に関連する他のあらゆる情報

第十五条 入札書の取扱い及び落札

入札書の取扱い

- 1 調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従つて受領し、開札し、及び取り扱う。
- 2 調達機関は、入札書の受領のために指定した日時後に入札書が到着した場合において、その遅延が専

ら当該調達機関の取扱いの誤りによるものであるときは、当該入札書を提出した供給者を不利に取り扱ってはならない。

- 3 調達機関は、開札から落札までの間に故意でない様式の誤りを訂正する機会を一の供給者に与える場合には、参加する全ての供給者に対し同一の機会を与える。

落札

- 4 落札の対象とされるためには、入札書は、書面で提出されたものでなければならず、開札の時に公示及び入札説明書に定める基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加のための条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。

- 5 調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができる当該調達機関が認めた供給者であつて、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする。

(a) 最も有利であること。

(b) 価格が唯一の基準である場合には、最低価格を提示すること。

四七

四八

- 6 調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した供給者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることについて、当該供給者に確認を求めることができる。

- 7 調達機関は、この協定に基づく義務を回避する目的で、選択権の利用、調達の取消し又は締結された契約の変更を行ってはならない。

第十六条 調達に関する情報の透明性

供給者に提供される情報

- 1 調達機関は、入札に参加した供給者に対し、当該調達機関の落札の決定を、供給者から要請があつたときは書面により、速やかに通知する。調達機関は、次条2及び3の規定に従うことを条件として、要請に応じ、落札者とされなかつた供給者に対し、当該調達機関がその供給者の入札を選択しなかつた理由及び落札した供給者の入札の相対的な利点を説明する。

落札情報の公示

- 2 調達機関は、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により、この協定の適用を受ける落札の決定

の後七十二日以内に公示を行う。当該調達機関が電子的媒体のみにより当該公示を行う場合には、その情報は、合理的な期間、引き続き容易に閲覧することができるようにする。当該公示には、少なくとも次の情報を含める。

- (a) 調達された物品又はサービスについての説明
- (b) 調達機関の名称及び所在地
- (c) 落札した供給者の名称及び住所
- (d) 落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額
- (e) 落札の日
- (f) 用いられた調達方法及び第十三条の規定に従って限定入札を用いた場合にはその利用の根拠となった状況についての説明

文書、報告書及び電子的な履歴の保持

3 調達機関は、落札の日から少なくとも三年間、次のものを保持する。

- (a) 対象調達に関連する入札の手續及び落札に関する文書及び報告書（第十三条の規定により必要とされる報告書を含む。）

四九

- (b) 電子的手段による対象調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータ

統計の収集及び報告

4 締約国は、この協定の適用を受ける契約に関する統計をとり、委員会に報告する。各報告は、一年分を対象とし、及び報告期間の終了後二年以内に提出されるものとし、次の事項を含む。

- (a) 付表1に掲げる調達機関に関しては、
 - (i) 当該調達機関全体について、この協定の適用を受ける全ての契約の件数及び総額
 - (ii) 当該調達機関のそれぞれについて、この協定の適用を受ける全ての締結された契約であつて、国際的に認められた単一の分類制度に基づく物品群別及びサービス群別に区分されたものの件数及び総額
 - (iii) 当該調達機関のそれぞれについて、この協定の適用を受ける契約であつて、限定入札により締結された全てのものの件数及び総額
- (b) 付表2及び付表3に掲げる調達機関に関しては、全ての当該調達機関によつて締結されたこの協定の適用を受ける契約であつて、付表別に区分されたものの件数及び総額

五〇

(c) (a)及び(b)の規定により必要とされるデータを提供することができない場合には、その概算及び用いた算定方式についての説明

5 締約国は、4に規定する要件に適合する方法で統計を公式ウェブサイトで公表する場合には、その統計を閲覧し、及び利用するために必要な説明を付して当該ウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、4の規定に基づくデータの提出に代えることができる。

6 締約国は、2の規定に基づく落札に関する公示を電子的に行うことを要求する場合において、当該公示がこの協定の適用を受ける契約について分析することのできる様式による単一のデータベースを通じて公衆の閲覧に供されているときは、そのデータを閲覧し、及び利用するために必要な説明を付して当該データベースに係るウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、4の規定に基づくデータの提出に代えることができる。

第十七条 情報の開示

締約国への情報の提供

1 締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及びこの協定に従って行われたか否かを判

五二

五二

断するために必要な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報を含む。）を速やかに提供する。当該情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報を受け取った締約国は、当該情報を提供した締約国と協議の上その同意を得た場合を除くほか、いずれの供給者に対しても当該情報を開示してはならない。

情報の不開示

2 この協定の他の規定にかかわらず、締約国（その調達機関を含む。）は、特定の供給者に対し供給者間の公正な競争を害するおそれのある情報を提供してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、秘密の情報の開示が次のいずれかの場合に該当するときは、締約国（その調達機関、当局及び審査機関を含む。）に対し当該秘密の情報の開示を求めるものと解してはならない。

(a) 法令の実施を妨げることとなる場合

(b) 供給者間の公正な競争を害するおそれのある場合

(c) 特定の者の正当な商業上の利益（知的財産の保護を含む。）を害することとなる場合

(d) その他公共の利益に反することとなる場合

第十八条 国内の審査のための手続

1 締約国は、時宜を得た、効果的な、透明性のある、かつ、無差別な行政上又は司法上の審査のための手続であつて、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する次の事項について苦情を申し立てることができるものを定める。全ての苦情申立ての手続に関する規則は、文書により定め、かつ、一般に入手可能なものとする。

(a) この協定の違反

(b) 当該供給者が締約国の国内法上この協定の違反を直接の対象とする苦情を申し立てる権利を有しない場合には、この協定の実施のための締約国による措置の不遵守

2 供給者が関心を有し、又は有していた対象調達について1に規定する違反又は不遵守があつた旨の苦情を申し立てる場合には、当該対象調達を実施する調達機関が属する締約国は、当該調達機関及び当該供給者に対し協議により当該苦情を解決するよう奨励する。当該調達機関は、当該供給者の現在又は将来の調達への参加及び行政上又は司法上の審査のための手続の下で是正措置を求める権利を妨げないように、当該苦情について公平な、かつ、時宜を得た考慮を払う。

五三

五四

3 供給者は、苦情申立ての準備をし、これを行うための十分な期間を与えられるものとする。その期間には、苦情申立ての原因となつた事実を供給者が知り、又は合理的に知り得た時から十日未満であつてはならない。

4 締約国は、対象調達に関する供給者からの苦情申立てを受理し、審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を設置し、又は指定する。

5 4に規定する当局以外の機関が最初に苦情申立てを審査する場合には、締約国は、供給者が当該機関の原決定に対して当該苦情申立ての対象である調達に係る調達機関から独立した公平な行政当局又は司法当局に上訴することができることを確保する。

6 締約国は、審査機関（裁判所でないもの）について、その決定を司法上の審査の対象とすること又は次の手続を有することを確保する。

(a) 調達機関が苦情申立てに対して書面により回答し、及び当該審査機関に対して全ての関連文書を開示すること。

(b) 審査の手続への参加者（以下「参加者」という。）が苦情申立てについての当該審査機関による決定

に先立ち意見を述べる権利を有すること。

- (c) 参加者が代理人及び補佐人を出す権利を有すること。
- (d) 参加者が全ての審査の手續に参加することができること。
- (e) 参加者が審査の手續を公開で行うこと及び証人の出席が認められることを要求する権利を有すること。
- (f) 当該審査機関がその決定又は勧告を適時に書面により行うこと及び当該決定又は勧告にその根拠に関する説明を含めること。

7 締約国は、次の事項を定める手續を採用し、又は維持する。

- (a) 供給者が調達に参加する機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。当該手續は、当該措置を適用すべきか否かを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。当該措置を適用すべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。
- (b) 審査機関が1に規定する違反又は不遵守があった旨決定する場合における是正措置又は損失若しくは

五五

五六

損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備に係る費用又は苦情申立てに係る費用のいずれか又は双方に限定することができる。

第十九条 適用範囲の修正及び訂正

修正の提案の通報

- 1 締約国は、附属書Iの自国の付表に関する訂正、一の付表から他の付表への機関の転記、機関の削除その他の修正（以下「修正」という。）の提案を委員会に通報する。修正を提案する締約国（以下「修正締約国」という。）は、次に掲げる事項を通報に含める。
 - (a) 機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを理由として、自国の権利の行使として附属書Iの自国の付表から当該機関を削除することを提案する場合には、当該監督又は影響が実効的に排除されたことの証拠
 - (b) その他の修正を提案する場合には、この協定に定める相互に合意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報

通報に対する異議

- 2 1の規定に従って通報された修正の提案によりこの協定に基づく自国の権利が影響を受ける締約国は、当該修正の提案への異議を委員会に申し立てることができる。この異議は、締約国に対し通報が回章に付された日から四十五日以内に申し立てるものとし、その理由を明示するものとする。

協議

- 3 修正締約国及び異議を申し立てた締約国（以下「異議申立締約国」という。）は、当該異議に係る問題を協議によって解決するようあらゆる努力を払う。当該協議において、修正締約国及び異議申立締約国は、修正の提案について次の基準に従って検討する。

- (a) 1(a)に規定する修正の提案の通報の場合には、機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを示す8(b)に規定する基準
- (b) 1(b)に規定する修正の提案の通報の場合には、権利及び義務の均衡並びにこの協定に定める相互に合意された適用範囲につき当該通報の前の水準と同等の水準を維持するために当該修正に関連して提供されるべき補償的な調整の水準に関する8(c)に規定する基準

修正の変更

五七

- 4 修正締約国及び異議申立締約国がその異議に係る問題を協議によって解決した場合において、当該修正締約国が当該協議の結果として自国の修正の提案を変更するときは、当該修正締約国は、1の規定に従い委員会に通報するものとし、変更された修正は、この条に定める要件を満たした後にのみ効力を生ずる。

修正の実施

- 5 提案された修正は、次のいずれかの場合にのみ効力を生ずる。
- (a) いずれの締約国も1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から四十五日以内に当該修正の提案に対する異議を書面により委員会に申し立てない場合
- (b) 全ての異議申立締約国が修正の提案への異議を撤回する旨を委員会に通報した場合
- (c) 1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から百五十日が経過し、かつ、修正締約国が当該修正を実施する意図を書面により委員会に通報した場合

実質的に同等の適用範囲の撤回

- 6 5(c)の規定に基づいて修正が効力を生じた場合には、異議申立締約国は、実質的に同等の適用範囲を撤回することができる。第四条1(b)の規定にかかわらず、この6の規定に基づく撤回は、修正締約国との関

五八

係においてのみ実施することができる。異議申立締約国は、当該撤回が効力を生ずる日の少なくとも三十日前に、当該撤回について書面により委員会に通報する。この6の規定に基づく撤回は、8(c)の規定に基づき委員会が採択する補償的な調整の水準に関する基準に適合するものとする。

異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続

7. 委員会が8の規定に基づき異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続を採択した場合には、修正締約国又は異議申立締約国は、修正の提案の通報が回章に付された日から百二十日以内に当該仲裁手続を援用することができる。

(a) その期間内にいずれの締約国も当該仲裁手続を援用しなかった場合においては、

(i) 5(c)の規定にかかわらず、1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から百三十日が経過し、かつ、修正締約国が当該修正を実施する意図を書面により委員会に通報したときは、当該修正は、効力を生ずる。

(ii) いずれの異議申立締約国も、6の規定に基づいて適用範囲を撤回することができない。

(b) 修正締約国又は異議申立締約国が当該仲裁手続を援用した場合においては、

五九

六〇

(i) 5(c)の規定にかかわらず、修正の提案は、当該仲裁手続が完了するまで効力を生じない。

(ii) 補償を受ける権利を行使する意図又は6の規定に基づいて実質的に同等の適用範囲を撤回する意図を有する異議申立締約国は、当該仲裁手続に参加する。

(iii) 修正締約国は、5(c)の規定に基づいて修正の効力を生じさせるに当たり、当該仲裁手続の結果に従うべきである。

(iv) 修正締約国が5(c)の規定に基づいて修正の効力を生じさせるに当たり当該仲裁手続の結果に従わないときは、異議申立締約国は、6の規定に基づいて実質的に同等の適用範囲を撤回することができる。ただし、当該撤回が当該仲裁手続の結果と適合するものであることを条件とする。

委員会の責任

8 委員会は、次のものを採択する。

(a) 2の規定に基づく異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続

(b) 機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを示す基準

(c) 1(b)に規定する修正に関連して提供されるべき補償的な調整の水準及び6に規定する実質的に同等の

適用範囲の水準を決定するための基準

第二十条 協議及び紛争解決

- 1 締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関し他の締約国が行う申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議を行うための機会を十分に与える。
- 2 締約国は、次のことの結果として、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害されており、又はこの協定の目的の達成が妨げられていると認める場合には、問題の相互に満足すべき解決を図るため、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下「紛争解決了解」という。）に規定する手続を利用することができる。
 - (a) 他の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったこと。
 - (b) 他の締約国がこの協定の規定に抵触するか否かを問わず何らかの措置を適用したこと。
- 3 紛争解決了解は、この協定に基づく協議及び紛争解決に適用される。ただし、紛争解決了解第二十二条 3の規定にかかわらず、この協定以外の紛争解決了解附属書一に掲げる協定の下で生ずるいかなる紛争も、この協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならないものとし、また、この協定の下

六一

六二

で生ずるいかなる紛争も、紛争解決了解附属書一に掲げるその他の協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならない。

第二十一条 この協定の機関

政府調達に関する委員会

- 1 各締約国の代表で構成する政府調達に関する委員会を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、また、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を締約国に与えるため、及び締約国により与えられた他の任務を遂行するため、必要に応じ（少なくとも年一回）会合する。
- 2 委員会は、委員会が付与する任務を遂行する作業部会その他の補助機関を設けることができる。
- 3 委員会は、毎年次のことを行う。
 - (a) この協定の実施及び運用について検討すること。
 - (b) 一般理事会に対し、世界貿易機関を設立するマラケシエ協定（以下「世界貿易機関設立協定」という。）第四条 8の規定に基づく委員会の活動に関する通報並びにこの協定の実施及び運用に係る進展に関する通報を行うこと。

オブザーバー

- 4 この協定の締約国でない世界貿易機関の加盟国は、書面による通報を委員会に提出することにより、委員会にオブザーバーとして出席することが認められる。世界貿易機関のオブザーバーは、委員会にオブザーバーとして出席することについての書面による要請を委員会に提出することができ、委員会は、当該世界貿易機関のオブザーバーに委員会のオブザーバーとしての地位を与えることができる。

第二十二条 最終規定

受諾及び効力発生

- 1 この協定は、合意された適用範囲をこの協定の附属書Ⅰの付表に掲げる政府(注)であつて、千九百九十四年四月十五日に署名によつてこの協定を受諾したもの又は批准を条件として同日までにこの協定に署名し、その後千九百九十六年一月一日前にこの協定を批准したものについては、千九百九十六年一月一日に効力を生ずる。

注 この協定の適用上、「政府」には、欧州連合の権限のある当局を含むものとする。

加入

六三

- 2 世界貿易機関の加盟国は、締約国との間で合意され、委員会の決定において確認される条件により、この協定に加入することができる。加入は、合意された条件を記載した加入書を世界貿易機関事務局長に寄託することによつて行ふ。この協定は、加入する加盟国については、加入書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

六四

留保

- 3 締約国は、この協定のいかなる規定についても、留保を付することができない。

国内法令

- 4 締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続並びに自国の調達機関によつて適用される規則、手続及び慣行をこの協定に適合したものとすることを確保する。
- 5 締約国は、この協定に関連を有する自国の法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

将来の交渉及び将来の作業計画

- 6 締約国は、開放的な調達を阻害する差別的な措置の導入又は継続を避けるよう努める。

- 7 締約国は、二十二年三月三十日に採択された政府調達に関する協定を改正する議定書の効力発生の日から三年以内に、その後は定期的に、開発途上国のニーズを考慮しつつ、相互主義に基づいてこの協定を改善し、差別的な措置を漸進的に削減し、及び撤廃し、並びに全ての締約国の間におけるこの協定の適用範囲の拡大を可能な限り達成するため、新たな交渉を行う。
- 8 (a) 委員会は、次の事項に関する作業計画の採択を通じ、この協定の実施及び7に規定する交渉を促進するため、更なる作業を行う。
- (i) 中小企業の取扱い
 - (ii) 統計資料の収集及び提供
 - (iii) 持続可能な調達の取扱い
 - (iv) 締約国の付表における適用除外及び制限
 - (v) 国際的な調達における安全基準
- (b) 委員会は、
- (i) 追加的な事項に関する作業計画の一覧表を内容とする決定を採択することができる。当該一覧表に

六五

については、定期的に検討し、及び更新することができる。

- (ii) (a)に規定する個別の作業計画及び(b)(i)の規定に基づいて採択される作業計画に関して行われるべき作業を定める決定を採択する。
- 9 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書Aの原産地規則に関する協定に基づいて行われる物品に係る原産地規則の調和のための作業計画及びサービスの貿易に関する交渉の終了の後、第四条5の規定を適宜改正するに当たり、当該作業計画及び交渉の結果を考慮する。
- 10 委員会は、7に規定する政府調達に関する協定を改正する議定書の効力発生の日から五年以内に、第二十条2(b)の規定の妥当性を検討する。

改正

- 11 締約国は、この協定を改正することができる。改正を採択し、締約国による受諾のために提出する決定は、コンセンサス方式によつて行う。
- (a) 改正は、(b)に規定する場合を除くほか、締約国の三分二が受諾した時に当該改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、その他の各締約国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ず

六六

る。

- (b) 改正は、当該改正が締約国の権利及び義務を変更しない性質のものであると委員会がコンセンサス方式によって決定した場合には、締約国の三分の二が受諾した時に全ての締約国について効力を生ずる。

脱退

- 12 締約国は、この協定から脱退することができる。脱退は、世界貿易機関事務局長が書面による脱退の通告を受領した日から六十日を経過した時に、効力を生ずる。締約国は、脱退の通告がされた場合には、委員会の会合を直ちに開くことを要求することができる。

- 13 この協定の締約国は、世界貿易機関の加盟国でなくなった場合には、当該加盟国でなくなった日にこの協定の締約国でなくなる。

特定の締約国間におけるこの協定の不適用

- 14 いずれかの締約国がこの協定を受諾し、又はこの協定に加入した時に、当該いずれかの締約国又は他のいずれかの締約国が、これら二の締約国の間におけるこの協定の適用に同意しなかった場合には、この協定は、これら二の締約国の間においては適用されない。

六七

六八

附属書

- 15 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

事務局

- 16 この協定に必要な役務は、世界貿易機関事務局が提供する。

寄託

- 17 この協定は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、締約国に対し、この協定の認証謄本、第十九条の規定に基づくこの協定の訂正又は修正の認証謄本、11の規定に基づくこの協定の改正の認証謄本、2の規定に基づくこの協定への加入の通告書及び12又は13の規定に基づくこの協定からの脱退の通告書を送付する。

登録

- 18 この協定は、国際連合憲章第一百一条の規定により登録する。

附属書 I 政府調達に関する協定の適用範囲に係る交渉において同協定の締約国が附属書 I について最終的に提示した適用範囲 (注)

注 原語によるもののみとする。

日本国が附属書 I について最終的に提示した適用範囲
(英語のみを正文とする。)

付表 1 中央政府の機関

基準額

十万特別引出権	物品
四百五十万特別引出権	建設サービス
四十五万特別引出権	この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスそ

六九

	他の技術的サービス
十万特別引出権	その他のサービス

七〇

機関の表

会計法の適用を受ける全ての機関

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院

内閣

人事院

内閣府

復興庁

宮内庁

国家公安委員会 (警察庁)

金融庁

消費者庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

七一

七一

防衛省

付表 1 に関する注釈

- 1 会計法の適用を受ける機関には、国家行政組織法及び内閣府設置法に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。
- 2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

付表 2 地方政府の機関

基準額

二十万特別引出権 物品

千五百万特別引出権 建設サービス

百五十万特別引出権 この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその

他の技術的サービス

二十万特別引出権

その他のサービス

機関の表

地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市

北海道

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

茨城県

栃木県

七三

群馬県

埼玉県

千葉県

東京都

神奈川県

新潟県

富山県

石川県

福井県

山梨県

長野県

岐阜県

静岡県

七四

愛知県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県

七五

徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県
大阪市

七六

名古屋市
京都市
横浜市
神戸市
北九州市
札幌市
川崎市
福岡市
広島市
仙台市
千葉市
さいたま市
静岡市

七七

七八

堺市
新潟市
浜松市
岡山市
相模原市

付表 2 に関する注釈

- 1 地方自治法の適用を受ける都道府県及び指定都市には、地方自治法に定めるこれらの全ての知事又は市長、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。
- 2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。
- 3 この協定は、機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この 3 の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。
- 4 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

5 発電、送電又は配電に関する調達は、含まない。

付表3 その他の機関

基準額

十三万特別引出権	物品
四百五十万特別引出権	A群に掲げる日本郵政公社を承継した機関が調達する建設サービス
千五百万特別引出権	A群に掲げるその他の全ての機関が調達する建設サービス
四百五十万特別引出権	B群に掲げる機関が調達する建設サービス
四十五万特別引出権	この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
十三万特別引出権	その他のサービス

機関の表

七九

八〇

1 A群

独立行政法人農畜産業振興機構
中日本高速道路株式会社
株式会社日本政策投資銀行
東日本高速道路株式会社
独立行政法人環境再生保全機構
独立行政法人農業者年金基金
独立行政法人奄美群島振興開発基金
年金積立金管理運用独立行政法人
阪神高速道路株式会社
社会保険診療報酬支払基金
北海道旅客鉄道株式会社(注a、注g)
本州四国連絡高速道路株式会社

日本アールコーポレーション株式会社
独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本原子力研究開発機構(注 b)
日本環境安全事業株式会社
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人日本貿易振興機構
株式会社日本政策金融公庫
地方公共団体金融機構
独立行政法人国際交流基金
日本貨物鉄道株式会社(注 a、注 g)
独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人労働政策研究・研修機構
独立行政法人国際協力機構

八一

八二

独立行政法人労働者健康福祉機構
独立行政法人国際観光振興機構
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(注 c)
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
日本郵政公社を承継した機関
日本中央競馬会
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(注 a、注 d、注 e)
独立行政法人科学技術振興機構
独立行政法人日本学術振興会
独立行政法人日本学生支援機構
日本たばこ産業株式会社(注 g)
独立行政法人水資源機構
自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人

九州旅客鉄道株式会社 (注 a、注 g)

首都高速道路株式会社

小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人

農林漁業団体職員共済組合

消防団員等公務災害補償等共済基金

成田国際空港株式会社

地方競馬全国協会

独立行政法人日本スポーツ振興センター

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

独立行政法人国民生活センター

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

日本電信電話株式会社 (注 f、注 g)

東日本電信電話株式会社 (注 f、注 g)

八三

八四

西日本電信電話株式会社 (注 f、注 g)

独立行政法人北方領土問題対策協会

沖縄振興開発金融公庫

放送大学学園

独立行政法人中小企業基盤整備機構

独立行政法人勤労者退職金共済機構

日本私立学校振興・共済事業団

独立行政法人理化学研究所 (注 b)

四国旅客鉄道株式会社 (注 a、注 g)

東京地下鉄株式会社 (注 a)

独立行政法人都市再生機構

独立行政法人福祉医療機構

西日本高速道路株式会社

2 B群

独立行政法人建築研究所
独立行政法人国立大学財務・経営センター
独立行政法人航空大学校
独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人水産総合研究センター
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人森林総合研究所
独立行政法人国立高等専門学校機構
大学共同利用機関法人
全国健康保険協会
独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人造幣局

八五

八六

独立行政法人原子力安全基盤機構
日本年金機構
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
独立行政法人海技教育機構
自動車検査独立行政法人
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人国立公文書館
独立行政法人国立がん研究センター
独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人国立国際医療研究センター
独立行政法人工業所有権情報・研修館
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人教員研修センター
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人水産大学校
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人大学評価・学位授与機構
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人物質・材料研究機構
独立行政法人航海訓練所
独立行政法人国立青少年教育振興機構

八七

独立行政法人産業技術総合研究所
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人情報通信研究機構
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人海上技術安全研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立印刷局

八八

独立行政法人防災科学技術研究所

独立行政法人酒類総合研究所

独立行政法人統計センター

独立行政法人交通安全環境研究所

国立大学法人

独立行政法人国立女性教育会館

独立行政法人日本貿易保険

独立行政法人港湾空港技術研究所

独立行政法人土木研究所

独立行政法人経済産業研究所

付表3に関する注釈

- 1 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

八九

九〇

- 2 この協定は、A群に掲げる機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この2の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。

3 特定の機関に関する注釈

注 a 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注 b 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際的な合意に反する情報の開示がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

注 c 地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。

注 d 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注 e 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

注 f 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。

注 g 建設サービス以外の付表5に掲げるサービスの調達は、含まない。

- 4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による調達に関しては、3に規定する注釈の規定を次の

とおり適用する。

注 a は、鉄道建設に関連する活動についてのみ適用する。

注 d は、旧日本国有鉄道の清算に関連する活動についてのみ適用する。

注 e は、造船事業についてのみ適用する。

- 5 東日本旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）、東海旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）及び西日本旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）については、欧州連合がこれらの会社の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、A群に含まれるものとみなす。

この5の規定は、欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

- 6 航空宇宙技術研究所については、欧州連合及びアメリカ合衆国がこの廃止された機関の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、B群に含まれるものとみなす。

この6の規定は、アメリカ合衆国及び欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

九一

九二

付表 4 物品

- 1 この協定は、この協定に別段の定めがない限り、付表1から付表3までに掲げる機関による全ての物品の調達について適用する。
- 2 防衛省に関しては、この協定は、日本国政府が第三条1の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、次の連邦供給分類（FSC）に属する物品の調達について適用する。

FSC	品名
二三	鉄道用機器
二四	トラクター
三二	木工機器
三四	金属加工機器
三五	サービス提供機器及び販売機器

三六	特別の工業用機器
三七	農業用機器
三八	建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器
三九	物資取扱用機器
四〇	ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
四一	冷凍用機器、エアコンディショナー（その構成品を含む。）及び空気循環用機器
四二	ポンプ及び圧縮機
四五	配管用、加熱用及び衛生用の機器
四六	浄水用及び下水処理用の機器
四七	素管、管、ホース及びこれらの取付具
四八	弁
五一	手道具及び手工具
五二	計測工具

九三

五五	用材、木工品、合板及びベニヤ板
六一	電線並びに発電用及び配電用の機器
六二	照明設備及び電球
六五	医療用及び獣医用の機器及び物品
六六三〇	化学分析用機器
六六三五	物理的材料試験機器
六六四〇	実験室用の機器及び物品
六六四五	時間測定用機器
六六五〇	光学機器
六六五五	地球物理学用及び天文学用の機器
六六六〇	気象観測機器
六六七〇	はかり
六六七五	製図機器、土地測量機器及び地図作成用機器

九四

- 六六八〇 液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器
- 六六八五 圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器
- 六六九五 組み合わせた機器及びその他の機器
- 六七 写真用機器
- 六八 化学工業生産品
- 七一 家具
- 七二 家庭用及び一般用の備品及び器具
- 七三 調理用及び配膳用の機器
- 七四 事務用機器及び可視記録装置
- 七五 事務用品
- 七六 書籍、地図その他の出版物
- 七七 楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
- 七九 清掃用器具及び清掃用品

九五

九六

- 八〇 ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤
- 八一〇 ドラム及び缶
- 八一五 箱、厚紙製の箱及びクレート
- 八二五 瓶及びジャー
- 八三〇 リール及びスプール
- 八三五 包装用の材料
- 八五 化粧用品
- 八七 農業用品
- 九三 非金属加工品
- 九四 非金属原材料
- 九九 その他のもの

この協定は、千九百九十一年の国際連合の暫定的な中央生産物分類（電気通信サービスについては、文書 MTN・GNS - W - 110）によって特定される次のサービスについて適用する。

（千九百九十一年の
暫定的な中央生産物
分類（CPC））

五一	建設工事
六一二二	自動車の保守及び修理のサービス（注1）
六一三三	モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそ りを有する軽自動車の保守及び修理のサービス（注1）
六三三	個人用品及び家庭用品の修理のサービス
六四二	食料提供サービス（注5）
六四三	飲料提供サービス（注5）

九七

九八

七二二	その他の陸上運送サービス（七二三三五（郵便の陸上運送）を除く。）
七二三	運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス
七三三	海上航行船舶以外の船舶（運転者を伴うもの）の賃貸サービス
七三	航空運送サービス（七三二〇（郵便の航空運送）を除く。）
七四八	貨物運送取扱いサービス
七五二二	クーリエ・サービス（注2）
	電気通信サービス

MTN・GNS （対応する

1 - W - 110 CPC)

2・C・h 七五二三 電子メール

2・C・i 七五二二 ボイスメール

2・C・j 七五二三 情報及びデータベースのオンライン

での検索

- 2・C・k 七五三三 電子データ交換 (EDI)
- 2・C・l 七五二九 高度ファクシミリ・サービス
- 2・C・m 七五三三 コード及びプロトコルの変換
- 2・C・n 七五三三 情報及びデータのオンラインでの処理 (トランザクション処理を含む。)

- 八三二〇六から八三二〇八まで 農業用機器 (運転者を伴わないもの) の賃貸サービス (注5)
- 八三二〇三 家具その他家庭用の器具の賃貸サービス (注5)
- 八三二〇四 娯楽用品の賃貸サービス (注5)
- 八三二〇九 その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス (注5)
- 八四 電子計算機サービス及び関連のサービス
- 八六四 市場調査及び世論調査のサービス
- 八六五 経営相談サービス (注5)
- 八六六 経営相談に関連するサービス (八六六〇二 (仲裁及び調停のサービ

九九

100

- ス)を除く。) (注5)
- 八六七 建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス (注3)
- 八七一 広告サービス
- 八七三〇四 装甲車による運送サービス
- 八七四 建築物の清掃サービス
- 八七六 こん包サービス (注5)
- 八八一四 林業及び木材伐出業に付随するサービス (森林経営を含む。)
- 八八四四二 出版及び印刷のサービス (注4)
- 八八六 金属製品、機械及び機器の修理のサービス
- 九二二 初等教育サービス
- 九三三 中等教育サービス
- 九三三 高等教育サービス

九二四	成人教育サービス
九四	汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
九六一	映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（九六一二二（映画及びビデオテープの制作のサービス）を除く。）

付表5に関する注釈

注1 特別に改良され、かつ、機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービスは、含まない。

注2 信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。

注3 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。

建築設計サービス（CPC八六七二二）の実施設計サービス

契約監理サービス（CPC八六七二三）

基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC八六七三二）、

101

101

建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC八六七三三）又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC八六七三四）のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス

建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス（CPC八六七三七）

注4 秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。

注5 これらのサービスに関しては、付表2及び付表3に掲げる機関による調達はこの協定の適用を受けない。

付表6 建設サービス

千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げるサービスであつてこの協定の適用を受けるものの表

第五一区分に掲げる全てのサービス

付表6に関する注釈

二十一年十一月三十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく建設事業に係る調達について適用する。

付表7 一般的注釈

- 1 付表6をその注釈の規定に従って適用する場合を除くほか、二十年十二月十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の適用範囲内の事業に係る調達について、この協定を適用する。
- 2 日本国の供給者又はサービス提供者が機関による落札に関し争うに当たり、締約国が当該供給者又はサービス提供者について第十八条の規定を適用しない場合には、日本国は、同一の種類機関による落札に関し、当該締約国の供給者又はサービス提供者について同条の規定を適用しないことができる。

一〇三

一〇四

附属書II 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であつてこの協定の適用を受ける政府調達に係るものを公表するために締約国が第六条の規定に従つて用いる電子的媒体又は紙面

(各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。)

附属書Ⅲ 第七条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために締約国が第
六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面

(各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。)

一〇五

一〇六

附属書Ⅳ 締約国が第十六条5の規定に従って調達に関する統計を公表するウェブサイト及び同条6
の規定に従って落札に関する公示を行うウェブサイトのアドレス

(各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。)

(附属書中我が国の部分以外は省略)

政府調達に関する協定を改正する議定書の説明書

外務省

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
3	議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
5	他の国際約束との関係	二
二	議定書の内容	三
1	定義(第一条)	三
2	適用範囲(第二条)	三
3	安全保障のための例外及び一般的例外(第三条)	三
4	一般原則(第四条)	三
5	開発途上国(第五条)	四
6	調達制度に関する情報(第六条)	四
7	入札の手続(第七条から第十五条まで)	五
8	調達に関する情報の透明性(第十六条)	六
9	情報の開示(第十七条)	六
10	国内の審査のための手続(第十八条)	六
11	適用範囲の修正及び訂正(第十九条)	六
12	協議及び紛争解決(第二十条)	六
13	改正協定の機因(第二十一条)	七
14	最終規定(第二十二条)	七
15	附属書	七
三	議定書の実施のための国内措置	一三
(参	考)	一四

一 概説

1 議定書の成立経緯

- (1) 現行の「政府調達に関する協定」（以下「現行協定」という。）は、平成七年（千九百九十五年）一月に発効した「世界貿易機関を設立するマラケシ協定」（以下「世界貿易機関設立協定」という。）の附属書四に含まれる複数国間貿易協定の一つであり、政府調達に係る法令等について、締約国（独立の関税地域を含む。）の産品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用し、また、政府調達に係る法令等を透明なものとすることを定めている。我が国は、現行協定の締結について平成七年（千九百九十五年）五月に国会承認を得て、同年十二月に締結した。これにより、現行協定は、平成八年（千九百九十六年）一月一日に我が国について効力を生じた。
- (2) 現行協定の改正交渉は、現行協定を更に改善し、適用範囲を可能な限り拡大することを目的として、平成九年（千九百九十七年）に開始された。交渉の結果、現行協定の締約国は、協定の適用を受けるそれぞれの機関及びサービスの範囲を拡大するとともに、開発途上国の協定加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用、協定の適用範囲の修正通報及び異議申立てに関する問題の円滑な解決のための規定を導入すること等につき現行協定に所要の改正を加える「政府調達に関する協定を改正する議定書」（以下「この議定書」という。）が、平成二十四年（二十二年）三月に採択された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、政府調達に関する協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、政府調達の分野における国際競争の機会を増大により期待される世界貿易の拡大に資する見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 現行協定の定める調達手続の適用範囲を次のとおり拡大する。
 - (4) 中央政府の機関による物品及びサービス（建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技

一

術的サービスを除く。）の調達に関する基準額を現行協定の十三万特別引出権から十万特別引出権に引き下げる（注）。

注 十三万特別引出権の邦貨換算額は、平成二十四年（二十二年）四月から平成二十六年（二十四年）三月までの間は千六百万円（一特別引出権を約百二十三円で計算したもの）。この計算に従うと、十万特別引出権は、千二百百万円となる。

（なお、我が国は、協定改正前から十万特別引出権以上の調達案件については自主的に政府調達協定に基づく調達手続を行うこととしているため、個々の調達手続において新たに実施すべき点はない。）

- (6) 対象となる地方政府の機関として七政令指定都市（さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市及び札幌市）を明記する。
 - (6) 対象となるサービスとして、食料提供サービス等十六サービス（地方政府の機関及び独立行政法人等のその他の機関による調達については、これらのうち七サービスのみ）を追加する。
- (2) この議定書によつて改正される現行協定（以下「改正協定」という。）の定める政府調達手続を適用する。

4 早期国会承認が求められる理由

この議定書の作成交渉に参加した現行協定の締約国の多くは、この議定書を平成二十五年（二十三年）中に締結する予定でそれぞれ国内手続を進めている。この議定書の作成に積極的に参加してきた我が国としても、この議定書の効力発生の日から、改正協定の適用を受け、政府調達の分野における国際競争の機会を増大を通じて我が国を含む世界全体の貿易の拡大に寄与することが重要であることから、この議定書を早期に締結することが望ましい。

5 他の国際約束との関係

この議定書は、現行協定に必要な改正を加えるものであるが、現行協定と他の国際約束との関係については、次のとおりである。

- (1) 世界貿易機関設立協定（平成六年（千九百九十四年）四月十五日にマラケシにて採択）
現行協定は、世界貿易機関設立協定の附属書四に含まれるものであるが、ウルグアイ・ラウンドとは別途行われた交渉の結果採択されたものである等の理由により、世界貿易機関設立協定の不可分の一部を成す附属書一から附属書三までのように一括条約の対象とはされず、別途の手続により締結されたものである。

二

- (2) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定及びサービスの貿易に関する一般協定(①)と同じ。)

現行協定は、政府調達に係る法令等について、他の締約国の産品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇を与えることを規定しており、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定及びサービスの貿易に関する一般協定の目的及び原則に合致したものである。

二 協定書の内容

この協定書は、前文、1から5までの本文、末文及び附属書から成り、現行協定の前文、第一条から第二十四条まで及び附属書の規定を削り、この協定書の附属書に定める規定に改めることを定めるものである。

改正協定は、前文、第一条から第二十二條までの規定等及び附属書Iから附属書IVまでから成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義(第一条)

改正協定上の用語(「商業上の物品又はサービス」、「限定入札」、「調達機関」等)について定義している。

2 適用範囲(第二条)

(1) 改正協定は、附属書Iに掲げる機関による政府に係る目的のための基準額以上の調達であつて、改正協定に定める要件を満たすもの(以下「対象調達」という。)に係る措置について適用する。改正協定は、不動産の取得又は借入れ等については適用しない。各締約国は、附属書Iの自国の付表1から付表7までにおいて、改正協定の適用を受ける中央政府、地方政府等の機関、物品及びサービス並びに基準額を特定する。

(2) 締約国は、調達が対象調達であるか否かを確認するために調達価額を見積もるに当たり、調達を改正協定の適用の対象から全面的又は部分的に除外する意図の下に、当該調達の分割等を行つてはならない。

3 安全保障のための例外及び一般的例外(第三条)

改正協定は、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置をとること又は情報を公表しないこと及び公衆の道徳、公の秩序、公共の安全、人命等の保護のために必要な措置をとることを妨げない。

4 一般原則(第四条)

三

四

(1) 各締約国は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であつて締約国の物品及びサービスを提供するものに対し内国民待遇及び無差別待遇を与える。

(2) 対象調達を電子的手段により実施する場合には、調達機関は、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアであつて、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性のあるものを利用して当該対象調達が行われること等を確保する。

(3) 締約国は、政府調達のために他の締約国から輸入され、又は供給される物品又はサービスにつき、通常の貿易において適用する原産地に関する規則と異なる規則を適用してはならない。

(4) 機関は、原則として、供給者、物品若しくはサービスの資格審査及び選択において又は入札の評価若しくは落札の決定において、調達の効果を減殺するような措置を課し、求め、又は考慮してはならない。

(5) この規定は、関税及び課徴金、これらの徴取の方法等並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置(改正協定の適用を受ける政府調達に係る法令、手続及び慣行を除く。)については、適用しない。

5 開発途上国(第五条)

締約国は、改正協定への加入に関する交渉において並びに改正協定の実施及び運用に当たり、開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、特別の考慮を払ふ。締約国は、この条の規定に従い、かつ、要請に応じ、開発途上国に対して特別のかつ異なる待遇を与える。開発途上国は、その開発上のニーズに基づき及び他の締約国の同意を得て、経過期間中に、他の締約国の間に差別を設けないような態様で適用される経過措置を採用し、又は維持することができる。締約国は、改正協定への加入に関する交渉において、加入する開発途上国による改正協定(最惠国待遇に係る規定を除く。)に基づく特定の義務の適用を、当該開発途上国が当該特定の義務を履行するまでの間、遅らせることについて合意することができる。

6 調達制度に関する情報(第六条)

締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、法令で義務付けられ、かつ、公示又は入札説明書において示されている標準契約案項及び手続であつて対象調達に係るもの並びにそれらの修正を、公衆に広く周知され、その後も容易に閲覧するこ

とができる公式に指定された電子的媒体又は紙面により、速やかに公表する。

7 入札の手続（第七条から第十五条まで）

- (1) 調達機関は、入札書が提出されなかった場合、物品又はサービスが特定の供給者によつてのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合、極めて緊急な理由による場合等この協定に定める場合において限定入札を用いるときを除くほか、対象調達ごとに、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により調達計画の公示を行う。
- (2) 調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。
- (3) 締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求する供給者登録制度を維持することができる。調達機関は、供給者の常設名簿を保持することができる。調達機関は、供給者がいつでも常設名簿への記載を申請することを認め、資格を有する供給者の全てを適当な短期間に当該常設名簿に記載する。
- (4) 調達機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を生ずるものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性既値手続を定めてはならない。
- (5) 調達機関は、合理的と認める自己の必要性に基づき、供給者がその参加申請書及び有効な入札書を準備し、かつ、提出するために十分な期間を定める。
- (6) 締約国は、入札の評価を行った結果、いずれかの入札が明白に最も有利であると認められない場合等に、その調達機関が交渉を行うことを認めることができる。
- (7) 調達機関は、対象調達を電子オークションを用いて実施する意図を有する場合には、電子オークションを開始する前に各参加者に電子オークションの実施に関連する情報を提供する。
- (8) 調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従って受領し、開札し、及び取り扱う。

五

六

8 調達に関する情報の透明性（第十六条）

- (1) 調達機関は、入札に参加した供給者に対し、当該調達機関の落札の決定を、供給者から要請があったときは書面により、速やかに通知する。調達機関は、要請に応じ、落札者とされなかった供給者に対し、当該調達機関がその供給者の入札を選択しなかった理由及び落札した供給者の入札の相対的な利点を説明する。
- (2) 調達機関は、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により、改正協定の適用を受ける落札の決定の後七十二日以内に公示を行う。
- (3) 調達機関は、落札の日から少なくとも三年間、対象調達に関連する入札の手続及び落札に関する文書及び報告書等を保持する。
- (4) 締約国は、改正協定の適用を受ける契約に関する統計をとり、委員会に報告する。

9 情報の開示（第十七条）

締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及び改正協定に従って行われたか否かを判断するために必要な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報を含む。）を速やかに提供する。当該情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報を受け取った締約国は、当該情報を提供した締約国の同意を得た場合を除くほか、いずれの供給者にも当該情報を開示してはならない。

10 国内の審査のための手続（第十八条）

締約国は、時宜を得た、効果的な、透明性のある、かつ、無差別な行政上又は司法上の審査のための手続であつて、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する事項について意見を申し立てることができるものを定める。

11 適用範囲の修正及び訂正（第十九条）

締約国は、附属書Ⅰの自国の付表に関する訂正、一の付表から他の付表への機関の転記、機関の削除その他の修正の提案を委員会に通報する。

12 協議及び紛争解決（第二十条）

締約国は、他の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠つたこと等の結果として、改正協定に基づき直接若しくは間接に自国に

与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害されており、又は改正協定の目的の達成が妨げられていると認める場合には、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解に規定する手続を利用することができる。

13 改正協定の機関 (第二十一条)

各締約国の代表で構成する政府間連に関する委員会を設置する。

14 最終規定 (第二十二条)

改正協定の受諾及び効力発生、加入、留保、将来の交渉及び将来の作業計画、改正、脱退等について定めている。

15 附属書

附属書は、次の四の附属書から成る。

附属書 I 政府間連に関する協定の適用範囲に係る交渉において同協定の締約国が附属書 I について最終的に提示した適用範囲

附属書 II 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であつて改正協定の適用を受ける政府間連に係るものを公表するために締約国が第六条の規定に従つて用いる電子的媒体又は紙面

(具体的内容は、各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。我が国は、受諾書の寄託時に、付表 1 の機関による調達については「官報又は法令全書」、付表 2 の機関による調達については「県報、市報若しくはこれらに相当するもの若しくは官報又は法令全書」、付表 3 の機関による調達については「官報又は法令全書」とする旨通報する予定)

附属書 III 第七条、第九条 7 及び第十六条 2 の規定により必要とされる公示を行うために締約国が第六条の規定に従つて用いる電子的媒体又は紙面

(具体的内容は、各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。我が国は、受諾書の寄託時に、付表 1 の機関による調達については官報及び官報インターネット版 (kanpou.ipb.go.jp、期間は掲載日から三十日間) とする旨通報する予定)

附属書 IV 締約国が第十六条 5 の規定に従つて調達に関する統計を公表するウェブサイト及び同条 6 の規定に従つて着札に関する公示を行うウェブサイトのアドレス

(具体的内容は、各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。我が国は、受諾書の寄託時に、調達に関する統計の公表及び着札に関する公示を第十六条 5 及び 6 に規定する方法で行う予定はない旨通報する予定)

このうち、附属書 I は、各国について、中央政府の機関 (付表 1)、地方政府の機関 (付表 2)、その他の機関 (付表 3)、物品 (付表 4)、サービス (付表 5)、建設サービス (付表 6) 及び一般の注釈 (付表 7) の七の表に分けられる。

改正協定の附属書 I には、アルメニア、カナダ、欧州連合、香港、アイスランド、イスラエル、日本国、大韓民国、リヒテンシュタイン、オランダ領アルバ、ノルウェー、シンガポール、スイス、アメリカ合衆国並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域の適用範囲が収録されている。

附属書 I 中、日本国、アメリカ合衆国及び欧州連合の部分の概要は、次のとおりである。

(1) 日本国の部分の概要

(a) 付表 1 中央政府の機関

(i) 基礎額

- 十萬特別引出権 物品
- 四百五十萬特別引出権 建設サービス
- 四十五萬特別引出権 改正協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
- 十萬特別引出権 その他のサービス

(ii) 機関の表

会計法の適用を受ける全ての機関

(b) 付表 2 地方政府の機関

(i) 基礎額

- 二十萬特別引出権 物品

- 千五百万特別引出権 建設サービス
- 百五十万特別引出権 改正協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
- 二十万特別引出権 その他のサービス

(iii) 機関の表

地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市

(iv) 付表 3 その他の機関

(i) 基準額

- 十三万特別引出権 物品
- 四百五十万特別引出権 A群に掲げる日本郵政公社を承継した機関が調達する建設サービス
- 千五百万特別引出権 A群に掲げるその他の全ての機関が調達する建設サービス
- 四百五十万特別引出権 B群に掲げる機関が調達する建設サービス
- 四十五万特別引出権 改正協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
- 十三万特別引出権 その他のサービス

(ii) 機関の表

1. A群

独立行政法人農畜産業振興機構等六十四の機関

2. B群

独立行政法人建築研究所等六十一の機関

(v) 付表 4 物品

付表 1 から付表 3 までに掲げる機関が調達する全ての物品。ただし、防衛省に関しては、改正協定は、日本国政府が第三条 1 の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、鉄道用機器等の物品の調達について適用する。

(vi) 付表 5 サービス

自動車の保守及び修理のサービス等のサービス

(vii) 付表 6 建設サービス

千九百九十二年の暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げる全てのサービス

(viii) 付表 7 一般的注釈

改正協定における一般的注釈について定めている。

(2) アメリカ合衆国の部分の概要

(i) 付表 1 中央政府の機関

(i) 基準額

- 十三万特別引出権 物品及びサービス
- 五百万特別引出権 建設サービス

(ii) 機関の表

国務省等八十九の連邦政府の機関

(ii) 付表 2 地方政府の機関

(i) 基準額

- 三十五万五千特別引出権 物品及びサービス
- 五百万特別引出権 建設サービス

(ii) 機関の表

カリフォルニア州等三十七の州の政府の機関

- (ウ) 付表 3 その他の機関
 - (イ) 基準額
 - 二十五万米ドル A表に掲げる機関が調達する物品及びサービス
 - 四十万特別引出権 B表に掲げる機関が調達する物品及びサービス
 - 五百万特別引出権 建設サービス
 - (ロ) 機関の表
 - 1 A表
 - テネシー・溪谷開発公社等七の機関
 - 2 B表
 - ニューヨーク・ニュージャージー港務管理委員会等三の機関
 - (エ) 付表 4 物品
 - 付表 1 から付表 3 までに掲げる機関が調達する全ての物品
 - (オ) 付表 5 サービス
 - 付表 1 から付表 3 までに掲げる機関が調達する全てのサービス（運送サービス等を除く。）
 - (カ) 付表 6 建設サービス
 - 暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げる全てのサービス（しゅんせつサービスを除く。）
 - (キ) 付表 7 一般的注釈
 - 改正協定における一般的注釈について定めている。
- (3) 欧州連合の部分の概要
- (イ) 付表 1 中央政府の機関
 - (イ) 基準額
 - 十三万特別引出権 物品及びサービス
 - 五百万特別引出権 建設サービス
 - (ロ) 機関の表
 - 欧州連合理事会等三の欧州連合の機関
 - 欧州連合の各加盟国の中央政府の機関
 - (ロ) 付表 2 地方政府の機関
 - (イ) 基準額
 - 二十万特別引出権 物品及びサービス
 - 五百万特別引出権 建設サービス
 - (ロ) 機関の表
 - 欧州連合の各加盟国の地方政府の機関及び公的性格を有する機関
 - (ハ) 付表 3 改正協定に従って調達するその他の全ての機関
 - (イ) 基準額
 - 四十万特別引出権 物品及びサービス
 - 五百万特別引出権 建設サービス
 - (ロ) 機関の表
 - 欧州連合の各加盟国の水道、電力、空港、港務、都市輸送及び鉄道部門の機関
 - (ニ) 付表 4 物品
 - 付表 1 から付表 3 までに掲げる機関が調達する全ての物品。ただし、各加盟国の国防省に関しては、塩、硫黄、土類及び石材、左官材、石灰及びセメント等の物品の調達についてのみ適用する。
 - (ホ) 付表 5 サービス

保守及び修理のサービス、陸上運送サービス等のサービス

(c) 付表 6 建設サービス及びワーク・コンセプション

A 建設サービス

中央生産物分類第五一区分に掲げる全てのサービス

B ワーク・コンセプション

付表 1 及び付表 2 に掲げる機関によるワーク・コンセプション契約がアイスランド等の建設サービス供給者により締結された場合には、含まれる。

(d) 付表 7 一般的注釈

改正協定における一般的注釈について定めている。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

一三

一四

(参 考)

1 採択 平成二十四年三月三十日 ジュネーブにおいて採択

2 効力発生 平成二十五年三月一日現在 未発効 (現行協定の締約国の二分の二がこの議定書の受諾書を寄託した後三十日目の日に、それらの現行協定の締約国について効力を生ずる。その後当該受諾書を寄託した現行協定の締約国については、その寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。)

3 締約国 平成二十五年七月一日現在 一箇国

リヒテンシュタイン

政令第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「〔協定〕という。）」を「この条において「協定」という。）」、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）」その他の国際約束」に、「協定の」を「国際約束の」に改める。

第二条第三号中「協定」を「改正協定」に、「付表4に掲げるサービス」を「付表5に掲げるサービス又は同附属書1日本国の付表6に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「含む」を「含む、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金

等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

第七条の見出し中「公示」を「公示等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第百六十七条の十二第二項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第三項において準用する同令第百六十七条の六第二項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 前条第一号から第三号までに掲げる事項

二 一連の調達契約にあつては、前条第四号に掲げる事項

三 契約の手続において使用する言語

第十条第一項第五号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

理 由

二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書を実施するため、一般競争について公告をする事項を追加するほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。

地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照表

○ 地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この政令は、千九百九十四年四月十五日マラケシエで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）（以下「協定」という。）、二千十二年三月二十日シエーナで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定業務 改正協定の附属書一日本国の付表五に掲げるサービス又は同附属書一日本国の付表六に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る業務をいう。</p> <p>(削除)</p> <p>四 調達契約 物品等又は特定業務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定業務以外の物品等又は業務の調達が付随</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この政令は、千九百九十四年四月十五日マラケシエで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）（以下「協定」という。）を改定するため、地方公共団体の締結する契約のうち協定の適用を受けるものの取扱いに関し、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定業務 協定の附属書一日本国の付表五に掲げるサービスに係る業務をいう。</p> <p>四 建設工事 協定の附属書一日本国の付表六に掲げる建設工事をいう。</p> <p>五 調達契約 物品等又は特定業務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定業務以外の物品等又は業務の調達が付随</p>
<p>するものを含む、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（以下「協定」という。）第二条第二項に規定する特定事業（建設工事を除く。）（以下「協定」という。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。</p> <p>五 (略)</p> <p>(一般競争入札について公告をする事項)</p> <p>第六条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第三項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>五 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>六・七 (略)</p> <p>(指名競争入札の公示)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第百六十七条の十二第二項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第三項において適用する同令第百六十七条の六第二項の規定により明らかにしなけれ</p>	<p>するものを含む。）をいう。</p> <p>六 (略)</p> <p>(一般競争入札について公告をする事項)</p> <p>第六条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第三項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(指名競争入札の公示)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(無設)</p>
<p>るものを含む、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（以下「協定」という。）第二条第二項に規定する特定事業（建設工事を除く。）（以下「協定」という。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。</p> <p>五 (略)</p> <p>(一般競争入札について公告をする事項)</p> <p>第六条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第三項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>五 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>六・七 (略)</p> <p>(指名競争入札の公示)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第百六十七条の十二第二項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第三項において適用する同令第百六十七条の六第二項の規定により明らかにしなけれ</p>	<p>するものを含む。）をいう。</p> <p>六 (略)</p> <p>(一般競争入札について公告をする事項)</p> <p>第六条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第三項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(指名競争入札の公示)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(無設)</p>

ばならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 前条第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 一の調達契約にあつては、前条第四号に掲げる事項
- 三 契約の手続において使用する言語

(随意契約)

第十条 特定調達契約については、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第五号、第八号又は第九号の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

一〜四 (略)

五 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達する場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第六条の公告又は第七条第一項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

六 (略)

(随意契約)

第十条 特定調達契約については、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第五号、第八号又は第九号の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

一〜四 (略)

五 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達する場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第六条の公告又は第七号の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

六 (略)